

第九十四回 参議院農林水産委員会会議録第三号

昭和五十六年三月二十日(金曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

一月二十六日

辞任

辞任

中野 鉄造君

佐藤 昭夫君

田渕 哲也君

三月十一日

下田 京子君

三治 重信君

藤原 房雄君

三月二十日

藤原 房雄君

中野 鉄造君

三治 重信君

藤原 房雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

説明員

事務局側

員常任委員会専門

議事務局長技術会

農林水産省農業

園芸局長官

農林水産省畜産

流通局長官

農林水産省食品

農林水産省農業

農業局長官

○委員長(井上吉夫君) 農林水産政策に関する調査を議題といたします。

○委員長(井上吉夫君) 農林水産政策に関する調査を議題といたします。
まず、先般当委員会が行いました豪雪による森林等の被害の実情調査のための委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。鈴木正一君は藤原房雄君が選任されました。

○鈴木正一君 調査の概要について御報告申し上げます。
本調査団は、三月十、十一日の両日にわたって福島県下へ派遣され、森林等を中心豪雪による被害の実情を調査してまいりました。

派遣委員は、井上吉夫委員長、川村清一理事、藤原房雄委員、下田京子委員、三治重信委員、私、鈴木正一の六名でございます。なお、現地では鈴木省吾委員、村田秀三議員がそれぞれ全日程同行されました。

われわれは、まず県庁において全県下の雪害概況説明を聴取し、あわせて陳情を受けました。次いで被害度の大きい市町村の現地を視察するとともに、被災農林家、市町村長等関係者の方々と懇談し、現地における切実な陳情を受けました。次回の豪雪による当地方の積雪量は、福島地方

に見舞われたとのことであり、三月九日現在における被害の内訳は、林道、林産物、林業施設、沿山等林業関係が百八十八億三千万元、農業用施設、家畜その他農業関係が八十五億三千万元、器具、漁船、養殖物等の水産関係が三億八千万元、合計二百七十七億円に達しております。

ちなみに、今回の豪雪による農林水産関係の全国被害見込み額は、二月十六日現在千百五十九億円に上っておりますが、そのうち東北六県における被害額は五百七十一億円に及んでおります。

また、東北六県に占める福島県の被害額は前述の二百七十七億円で、同地方のほぼ半分を占める

結果いかんによりましてはさらに累増していくことが懸念され、福島県下の被害がいかに甚大なものであるかを如実に示しております。

そこで、今回の豪雪の契機となりました気象の経過を顧みますと、昨年十二月二十三日、四国沖にあった低気圧が台風並みに発達しながら北上を続け、他方、寒気の流入が重なった結果、中通り、浜通り地方では通常の四・六倍もの密度の高い雪となり、一時間当たりの降雪量も福島地方気象台第二位という記録的なもので、積雪量は平地で三十センチ、阿武隈山地で百センチにも達したのであります。特に、今回の降雪は異常な湿雪で、しかも夜間に入って風が強くなつたことが、例年雪の少ない阿武隈山地を中心として六十市町村にも及び、福島県の森林の半分が罹災するという前例のない規模の被害をもたらしました。

加えて、この森林被害地域は昨年の冷害地域とほぼ同じ地域であるため、被災者は大きな衝撃を受けているのであります。

こうした事態に対しまして、県当局は直ちに同

月二十九日に雪害対策本部を設置し、雪害対策事業として国庫補助の対象になっている農林水産共同利用施設災害復旧事業や復旧造林、倒木起こしかかるなど諸施策を強力に推進してこられました。われわれは、まず中通り地方の北部に所在する庭坂地域の果樹被災地を視察いたしました。同地域の果樹栽培農家は二百五十六戸であります。そのうち百四十二戸が雪害に遭い、近隣農家の協力を得て、押しつぶされたナシの樹体やたなを掘り起こし、倒伏した梅や桃の樹体の改修に努めておりました。

次いで、森林被害の大きい中通り地方からいわき市に通じる小野町、船引町、平田村、石川町、鮫川村、いわき市三和町の被災地域を訪れました。福島県の林野面積は全国第四位に位置し、至るところに緑の樹海が連なっております。特にこの地帯は久慈川流域と並んで林業地帯として発展したところであります。車窓から見る森林は、林家が長年にわたって労力と資本を營々とつぎ込み、将来の収穫を楽しみに撫育してきたもので、その森林の相当部分が一瞬にしてあたかも針山同然の卒塔婆の立ち並ぶ白い山と化し、もはや木材としての価値がほとんど失われるという無残なことになつたのであります。しかもこの地域の林家も森林保険の加入率が低く、将来に強い不安を抱いております。そして一日も早く天災融資法並びに激甚災害法の適用を訴えておりました。

小野町では、町の年間予算が約二十億円であります。今回の豪雪で一千ヘクタールの森林が被害に遭い、保険で見た被害額は約四十億円前後に及び、予算の一般財源から七千萬円を取り崩して応急措置をとつております。しかし何分にも晦い

切れの力はなく、國において一刻も早くできるだけの救済措置をとつてほしいと切望しております。平田村における被害面積は、三月十一日現在八百六十三ヘクタールであります。当初十七億円の被害額が出ておりましたが、今後なお増加傾向にあります。その被害木を除去し新たに植えかえを行には、十アール当たり最低でも六十万円の経費を要し、木材を売る価格の倍の費用がかかることがあります。したがって、國においては森林の公益性を考慮され、施策及び予算措置を強力に講じてほしい旨要請しております。

次に、石川町は近隣の古殿町と並んで森林成育の速い地帯として知られております。この町における積雪は徳川時代に三メートルという記録がありますが、今回の一メートルという積雪も安政二年以来の豪雪で、石川町二千四百ヘクタールのうち五百十七ヘクタールが被害に遭い、被害額は一月現在で約七億七千万円であります。しかし最終的には十六、七億円に達するものと見込まれております。そこで、町では昭和五十六年度の予算の伸び率を抑え、森林被害に対処した予算編成を行つたとのことです。

鮫川村では、六十センチの湿雪をかぶつた十年から十五年生以下の杉はすべて倒伏して曲がり、二十年生杉は幹折れし、松、ヒノキの造林地も十年生以内の幼齡林が全滅に近い被害を受けました。

これらの樹木をそのまま放置すると病害虫や山火事の原因にもなりますので、村当局は救農土事業を起こし折損木の処理に当たっておりますが、山から折損木をおろしてバルブ工場へ運ぶ搬出費用が折損木からは出ないと訴えておりました。

いわき市の場合は、元来造林が盛んな地域であります。今回の大被害により林家の生産意欲が著しく減退することが危惧されております。その被害地は、標高が三百五十から六百メートルで、杉、アカマツ、ヒノキの人工林が東南と北西に面していたため着雪しやすい環境となり、しかも樹木の成長がきわめてよく、若木の部分が多く

いため被害を大きくしたものと推察されております。

農林関係の被害面積は一月五日現在で一千八百七十二ヘクタールであり、被害額は農畜産八百六十万円、林産三十四億二千六百万円、水産三億八千二百万円、計三十八億一千六百六十万円以上つております。被害額の大半を占める折損木がございました。被害額の大部分を占める折損木が

おりまして、関係する県が二十二県でござります。なお、この報告は三月十六日現在県からの報告及び官林局からの報告を集計したものでござります。民有林につきましては、総計で八百九億四千九百万、それから国有林につきましては、八十億六百万という数字に相なつております。合計八百八十九億五千五百万という被害額になつております。

最後に、同県を通じて陳情された主なものを挙げますと、第一は天災融資法並びに激甚災害法の早期発動、第二は、自作農維持資金、林業改善資金、特に災害資金の融資枠確保と貸付条件の緩和、第三は、貸付金の償還延納措置、第四は、農林水産施設への特別助成措置、第五は、落葉果樹産地再開発事業採択条件の緩和措置、第六は、激甚災害復旧造林の指定と高率助成措置、第七は、折損木整理のための特別助成措置、第八は、森林国営保険の早期支払い、第九は、被害木の利用と販路の確保措置等であります。

なお、本調査団の活動に御協力をいただきまして、その被害に対する救済策として今までどのような措置をなされてきたか、それを簡単にちょっと御報告願います。

○政府委員(須藤徹男君) これまで森林国営保険及び森林災害共済にかかります保険金等の早期支払いの指導、それから被災造林地の整備等につきまして、農林漁業金融公庫資金及び林業改善資金の融通等の措置を講じまして、また天災融資法を発動する方針のもとに、それまでの間、被災林家の経営資金についてつなぎ融資を行つよう指導してきましたところでございます。

また、折損木の利用等につきましては、全国木材組合連合会でありますとか、製紙連合会でありますとか、バルブ連合会でありますとか、関係業界に対しましてこの有効利用について极力に指導してきたところであります。

○川村清一君 そこで、天災融資法の発動並びに激甚地域の指定等についての見通しは現在どうなつておりますか。

○政府委員(松浦昭君) 今次の降雪等が大変甚大な被害でございますし、これがためにすでに農林水産大臣から天災融資法の発動の方針は明確にされたところでございますが、融雪期の被害等につきましても実態を把握する必要がございますので、三月十六日現在で調査を開始いたしておりま

たいと思うんであります。まず第一にお聞きしよつと御説明ください。

○政府委員(須藤徹男君) お答えいたします。

今回の雪害は全國で、青森から九州まで及んでおります。この報告は三月十六日現在県からの報告及び官林局からの報告を集計したものでござります。民有林につきましては、総計で八百九億四千九百万、それから国有林につきましては、八十億六百万という数字に相なつております。合計八百八十九億五千五百万という被害額になつております。

す。目下鋭意被害の把握に努めておりまして、この結果を踏まえまして、あわせて同時に資金需要の方もとつておりますので、天災融資法をこの集計を待ちまして発動しようというふうに考えておりまして、関係省庁と協議してできるだけ早く手続を進めたいと思っております。

また、特別被害地域の指定につきまして天災融資法を発動するための政令につきまして、これが出ておりますが、都道府県につきまして天災融資法を指定するという方針でございます。

○川村清一君 それで、三月十六日から調査開始といふようなことで、もう調査が相当進んでいますかと思つたら、これから開始するようなものなんですね。そうしますと、いま首振つていらっしゃいますけれども、私の聞きたいのは、見通しといふのは一体時期はいつがといったようなことをお聞きしたい。

○政府委員(松浦昭君) 三月十六日と申し上げましたのは、その時点で調査を開始するということをございまして、すでに調査はやつておるわけでござります。そこで、通常の状態で調査を完了いたしまして、さらに各省と発動につきましての調整をいたしまして、実際の発動という時期になりますと、普通の手続で申しますすれば、四月末ごろというふうに考えておりますが、それよりも一日でも早くというふうに考えてやつておる次第でございます。

○川村清一君 一番大きな問題は、長官からもち

よつとあつたんですが、折損木の伐倒、それから

その搬出、それから撤出するにしては全然道路

がないですから、作業道路をつくらなければなら

ない。そういうような整備の仕事について特別

の措置がぜひ必要ではないかと思うんです。現地

でもその点については強くいろいろ陳情を受けて

まいりましたので、そこで現行制度でこれに対し

て対応できるのかどうか。私どもは現行制度で

は、たとえば激甚災害法を見ても、現行制度では

めんどうではないかと危惧されるわけであります

が、これについてはどういうようなお考えでどういうような処置をなされようとしておりますか。

○政府委員(須藤徹男君) いま御指摘ございまして、現行の制度では今回の折損木の処理につきましては対応がなかなかできないわけでござります。このため昨三月十九日、衆議院の災害対策特別委員会の災害対策の基本問題に関する小委員会におきまして、今次のような森林被害に対処するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案を議員提案することを全会一致で決定したというふうに承つておるわけでございますが、私どもといたしましては、これを受けまして、ぜひ今後適切に対処していきたいというふうに考えておるところでございます。

○川村清一君 これも先ほど長官から触れられておるわけであります、私たちも現地を見まして

これはどうということになるのだと思って一番心配している事項は被害木の利用ですね。豪雪によつて折れた、こう言うから、上方からぼきんと折

れているものだと実は思つていたのが、そうではなくて、上から下までずっと裂けてしまった。こ

んな木は一体利用価値があるのかどうかということを非常に心配しているわけです。それで、さて

今度はどうしてこれを売るか、買う者がいるんだろ

うかどうか。利用されれば買う者もいるかもしれないが、ところがあれを切つて運んで、それ

で何に使うのかわかりませんけれども、そういう

ものにつくり上げるのにコストがかかりますわ

な。そういうコストを賄う価格でもつてこれらの折損木が利用されるのかどうかということを非常に心配しているわけですが、これはどうですか。

○政府委員(須藤徹男君) お話しのとおり、今回

森林国営保険、全森連共済の加入率は大体三四%

ぐらいでございます。ところが、この国営保険はどちらかと言いますと、一齡級、二齡級、つまり

十年生未満のものが多いいわけございまして、こ

れらが大体六五%ぐらいになつております。共済

の方はどうちらかと言いますと、それよりも大きい

齢級のものが対象になつておるわけでござります

が、今回の折損を受けました被害林分につきましては、両方合わせまして約一〇%ぐらいといふ

うに推定をしておるわけでございます。

○川村清一君 非常に加入率が悪いようですね。

たとえば昨年の灾害のときにも私は取り上げたん

ですが、畑作共済を制度化するまでにはずいぶん

年数かかる、私なんかも本委員会でずいぶんこ

すとか、あるいはこの栽培用というような用途

が考

えられるわけでございますが、その販路の確

保につきましては、被害態様のさらに詳細な把握

に努めながら、先ほどもお答えいたしましたけれども、これに関連いたします全国木材組合連合会

でございますとか、日本製紙連合会、あるいは全

国木材チップ工業連合会、あるいは全国素材生産

業協同組合連合会などの関係業界に対しまして積極的に協力を願うるというような措置を講じます。

○川村清一君 これがござりますので、この

折損木の引き取り資金としてこの資金が十分活用

できるように措置をしてまいりたいというふうに

考えております。

○川村清一君 それからもう一点お尋ねしたいん

ですが、これも先ほど長官触れられましたが、森

林国営保険、さらに森林災害共済保険ですか、こ

れらの保険があるようですが、これの加

入状況はどうなつておるか。それに入つておる者

は早期に支払うと言つておりますが、加入してい

なければもちろんこういう保険は受けられないわ

けですね。そこで、加入状況はどういう状況かと

いうことをお尋ねいたします。

○政府委員(須藤徹男君) 全国平均で、いわゆる

森林国営保険、全森連共済の加入率は大体三四%

ぐらいでございます。ところが、この国営保険は

どちらかと言いますと、一齡級、二齡級、つまり

十年生未満のものが多いいわけございまして、こ

れらが大体六五%ぐらいになつております。共済

の方はどうちらかと言いますと、それよりも大きい

齢級のものが対象になつておるわけでござります

が、今回

の折損を受けました被害林分につきましては、両方

合わせまして約一〇%ぐらいといふ

うに推定をしておるわけでございます。

○川村清一君 最後にございますけれども、ただ

いまのお話ですね、ぜひ行政指導を強くされまし

て、またこういふような災害があつたら大変ですかけれども、ないとも絶対保証できないことですから、それに対応して保険の救済の道を講じておいていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

それから最後に大臣のお考えをお聞きしたいんですが、率直に言つて、私も森林のああいう被害というものを見たのは全く初めてであります。話を聞いた、写真も見えてきましたが、現地へ行つてみて本当に唖然としました、これは大変なことだなあと思って。もちろん農作物の昨年の冷害とか、あるいはいろいろ天災の災害があるわけでござりますが、しかしことしはだめでも来年に希望を持つるわけです。ところが、あの林木は十年、二十年、三十年と營々としてわが資金を投じ育てまいった。これは人間にたとえれば、父母が子供さんを一生懸命になつて育てた、ようやく二十歳になった、大学も卒業した、もう就職するようになつた、ところがある日突然何かの災害でもつて、事故でもつて亡くなつてしまつた、これと同じようなものではないか。したがつて、これは本当にお氣の毒というか、私はもう悲惨な気持ちで胸いっぱいになつたわけですが、あれの救済をしつかりやつてあげなければ、林業をやつていらつしゃる方々にはもう再生産意欲なんといふのは全然生まれない、喪失してしまうと思ふんですね。山にこれからまた木を植えたつて、それが二十年、三十年たたなければ一人前にならないわけでありますから、そうすると、いま植えた人が生きている間に一人前の木にならないわけですね。それじゃとても希望なんか持てるものじやないと思うんであります。そして山が荒れ果ててしまつて、だれも木を植えなかつたならば、これは森林の持つ公益機能といふものは全くなくなつて大変なことになつていいといふようなことで、本当に胸を打たれてきたわけであります。

もちろん大臣も福島県ですから早速行って御視察されたということを聞いておりますけれども、福島県だけの話ではなくて、全国的にこういうも

のがあると思うので、将来の日本の林業を考えてもこの際本当に力を入れて救済に当たつて大変大事なことであるといふように考えるわけがあります。

それはほかでもないわけであります。最近、いまだ私質問は終わると思います。

これが大臣も御承知だと思いますけれども、いわゆる財界の大物と言われるような人たち、実力者と言われているような人たちがいろいろ、名前は申し上げませんが、マスコミその他でもつてわかる農業過保護論というものを盛んに唱えております。何か特にそれが非常にかけ目立つてきており、当委員会並びに衆議院の方の委員会におきましても現行法で十分かという御質問等もあつたわけでございます。正直な話、百年この方初めて遭遇する雪害による折損木といふような事態に対処するための適切な法的措置というものが私は十分ではないといふうに申し上げてきたわけであります。しかるところ、既におかれましてはそいつをちよだいしまして、昨日の災害対策特別委員会の小委員会において、各党一致で立法措置を講じていただけるという温かい配慮をお聞きしておるわけでございまして、その点が法律的に追加されれば、私は必ずや林業者が造林意欲を失うことなく対策に精を出すことのできる措置が講ぜられるものと、こう確信をいたしております。

申し上げるまでもなく、この過保護論といふのは、農業に対し手厚い保護がなされ過ぎてゐるんじゃないのかと。農産物であろうとも安いものはどんどん外国から買つてくれればいいというふうな、いわゆる国際分業論といいますか、そういうものがもとになつてゐると思います。そして、輸出第一主義といいますか、とにかく日本もできるだけ安いものをつくつてどんどん売ればいいんだ、そしてまた安い農産物をどんどん買えばいいぢやないか、そういうわけでの農業過保護論が出てると思うのでございます。

それで、私がおそれますのは、通産省あたりも何となくそいつた財界の主張といふようなものに押されぎみではないか。そうなると、これはもう日本の農政にとつてもゆゆしき問題が出てくるわけでございます。確かに補助金なんか見ましても、かなり多額の補助金が農林省から出ておるわけありますけれども、そういう問題についてまず大臣の所信をお伺いしたい。つまり現在は農業過保護であるか、あるいは現在はちょうどいいんだといふか、あるいはこの三つの考え方しかないとお思ふが、これについておきたいといふふうに思ひます。そして、その

ずお伺いしておきたいと思うわけです。

○國務大臣(亀岡高夫君) 農業に対する財界の提言につきましては、農業問題に対する論議が全国的な立場から活発に行われるという意味から私は一つの意義があらうかと思いますけれども、農業に対する実際の認識といふ点になりますと、果たして十分かどうかという点については私は十分認識がない。認識のない人たちが集まつて、そして、まあどちらかというと、自分たちが会社を興し企業を興し、そうして成功をし、金をもうけるという経験を積んだ方々が寄つて集まつて、そしてそういう立場から、いわゆる経済合理性という立場から、日本の農業政策あるいは行政の面を批判し分析をし、そうして結論を出したように私は受け取らざるを得ないような感じがいたすわけであります。

したがいまして、あれをそのまま受け取るといふようなことは、もちろん農業基本法から言うと、ああいう考え方というのも、確かに生産性の向上を図らなければならないという点は理解できますが、それでも高いから外国の安い物を買ってしまえというような行き方にはにわかに賛成しがたい、私はこういう立場をとつておるわけであります。

したがいまして、農業基本法にも明記してありますとおり、とにかく農業という産業は自然的にも社会的にも経済的にも不利な条件を持つておるわけであります。確かに補助金なんか見ましても、かなり多額の補助金が農林省から出ておるわけありますけれども、そういう問題についてまず大臣の所信をお伺いしたい。つまり現在は農業過保護であるか、あるいは現在はちょうどいいんだといふか、あるいはこの三つの考え方しかないとお思ふが、これについて大臣のはつきりしたお考えをとおきたいといふふうに思ひます。そして、その

いうだけじゃなくて、そのほかはかり知れない公

共的な役割りを果たしておるという立場から見

て、相当な助力を加えていかなければならぬとい

う立場から言って、あの財界からの提言に対し

ましては、生産性を向上しなければならぬとい

うところを除いては、そうにわざに一遍に、はい、

さようでございますかと言ふわけにはいきません

ぞと、こういうふうに申し上げておるわけあり

ます。

○山田謙君 そうしますと、現在は農業過保護で

はない、こういうふうに大臣はお考へになつてい

らつしまるというふうに考えてよろしいですか。

○國務大臣(龜岡高夫君) 私はもつともと、基

盤整備でありますとか、農道の整備でありますと

か、品種改良のそういう面に対する国家投資であ

りますとか、さらには外国との農産物の貿易の問

題、こういう問題につきましてはもう一度見直し

をしなければならぬのではないかという感じがい

たします。このままでいつたら一体どうなるんだ

ろう。よその国、たとえばフランスにいたしまし

ても、西ドイツにいたしましても、アメリカにい

たしましたが、それぞれの国々は、自国農業に対

日本以上に強くとつておるのでないかなという

感じがいたしてなりません。

私もせいいぜい勉強いたしておるつもりでござ

いますけれども、もつともとそういう面につい

て勉強をし、そして日本の実態をよく相手国に

ありのままに、しかも強く理解をさせる努力を積み重ねにやいかぬのではないか。私は今度は A S E A N に行つてまいりましてしみじみとそんな感じを抱いております。そういう気持ちで、実はニージーランドの酪農製品の問題やら、E C における擬装乳製品と申しますが、こういう問題についての取り組み方を事務当局には、そういう立場からとにかく強く当たってこちら、こういうふうに指導をいたしておる次第でございます。

○山田謙君 財界の人たちが言うように現在は農業過保護ではないんだという非常に力強いお考え

を承りまして、私ども実は安心したわけであります。

ただし、大臣がそういうふうに言つておられるだけでは困るわけでして、そういう財界の、經濟合理性だけから主張しておられるようなそういう意見に対して、大臣としてもと積極的に、そういうふうに申し上げておるわけであります。

○山田謙君 そうしますと、現在は農業過保護ではない、こういうふうに考えてよろしいですか。

○國務大臣(龜岡高夫君) 私はもつともと、基礎整備でありますとか、農道の整備でありますとか、品種改良のそういう面に対する国家投資でありますとか、さらには外国との農産物の貿易の問題、こういう問題につきましてはもう一度見直しをしなければならぬのではないかという感じがいたします。このままでいつたら一体どうなるんだろう。よその国、たとえばフランスにいたしましても、西ドイツにいたしましても、アメリカにいたしましたが、それぞれの国々は、自国農業に対する保護の政策というものがある意味においては日本以上に強くとつておるのでないかなという感じがいたしてなりません。

私もせいいぜい勉強いたしておるつもりでござりますけれども、もつともとそういう面についても、西ドイツにいたしましても、アメリカにいたしましたが、それぞれの国々は、自国農業に対する保護の政策といふものがある意味においては日本以上に強くとつておるのでないかなという感じがいたしてなりません。

このままでいつたら一体どうなるんだろう。よその国、たとえばフランスにいたしましても、西ドイツにいたしましても、アメリカにいたしましたが、それぞれの国々は、自国農業に対する保護の政策といふものがある意味においては日本以上に強くとつておるのでないかなという感じがいたしてなりません。

私もせいいぜい勉強いたしておるつもりでござりますけれども、もつともとそういう面についても、西ドイツにいたしましても、アメリカにいたしましたが、それぞれの国々は、自国農業に対する保護の政策といふものがある意味においては日本以上に強くとつておるのでないかなという感じがいたしてなりません。

このままでいつたら一体どうなるんだろう。よその国、たとえばフランスにいたしましても、西ドイツにいたしましても、アメリカにいたしましたが、それぞれの国々は、自国農業に対する保護の政策といふものがある意味においては日本以上に強くとつておので

だきたいというふうに思います。

それからその次に、先ほど大臣のお話でもちょっと触れられたわけであります。が、食糧の輸入につきましての基本的な考え方を大臣からお伺いします。

ただしかし、大臣がそういうふうに言つておられるだけでは困るわけでして、そういう財界の人たちにもちゃんと思ひます。

わからぬで言つておられるような、單純に狭い意味の経済合理性だけから主張しておられるようなそ

ういう意見に対して、大臣としてもと積極的に、そういうふうに申し上げておるわけであります。

○山田謙君 そうしますと、現在は農業過保護で

はない、こういうふうに大臣はお考へになつてい

らつしまるというふうに考えてよろしいですか。

○國務大臣(龜岡高夫君) 私はもつともと、基

盤整備でありますとか、農道の整備でありますとか、品種改良のそういう面に対する国家投資であ

りますとか、さらには外国との農産物の貿易の問

題、こういう問題につきましてはもう一度見直し

をしなければならぬのではないかという感じがい

たします。このままでいつたら一体どうなるんだろう。よその国、たとえばフランスにいたしましても、西ドイツにいたしましても、アメリカにいたしましたが、それぞれの国々は、自国農業に対する保護の政策といふものがある意味においては日本以上に強くとつておるのでないかなという

感じがいたしてなりません。

私もせいいぜい勉強いたしておるつもりでござ

りますけれども、もつともとそういう面についても、西ドイツにいたしましても、アメリカにいたしましたが、それぞれの国々は、自国農業に対する保護の政策といふものがある意味においては日本以上に強くとつておるのでないかなという

感じがいたしてなりません。

このままでいつたら一体どうなるんだろう。よその国、たとえばフランスにいたしましても、西ドイツにいたしましても、アメリカにいたしましたが、それぞれの国々は、自国農業に対する保護の政策といふものがある意味においては日本以上に強くとつておので

ないかなというふうに思ひます。

○國務大臣(龜岡高夫君) 御趣旨の線、十分理解

できるわけでありますので、今日までもそのよう

な態勢で進んできたつもりでございますが、今後

もなおあらゆる機会をとらえて、そういう立場を

強く打ち出して国民の皆さん方からの協力をお願

いするようにしていきたいと考えております。

されたものと、私はこう思います。

そういう国会の御意向を受けて、私も就任以來、国内でできるものは国内で生産すべきである

ということと、しかもどうしても国内で低廉に供給することのできないえさ類等については、これ

は輸入もやむを得ないかもしらぬけれども、とにかくにも国内でできるものはできるだけ国内で

生産をしていくという立場で、農政審議会から

の答申もちょうどいいであります。農政審議会の議を経ます。

ただしかし、大臣がそういうふうに思つておる

ことでどんどん輸入をしているというような状況はこれはもう大臣よく御存じだと思います。大臣の先ほどのお考え方からいきますと、それほど

言つてはもう議論が絶えず二つに分かれちゃんとし

た農業政策もできにくくなる。こういう状況だと

思ひますので、そういう点をもつと、財界なりそ

ういうわからないことを言つておる人たちに対し

て、大臣でも農林省の方々でも構いませんが、ひ

とつ積極的に発言し対処して、一つの合意が得ら

れるようなことをぜひやついていただきたいと思う

わけです。財界の人たちがああいうことをいろいろ言ひますと、知らない人はついその気になつて、そうだ、そうだといふうな気持ちになりやすいわけでありますから、そういうことのないよ

ういうわからないことをはつきりとお伺いしたい

いと思うわけです。

それからそれに加えてもう一つ。そういう事情

があるとすれば、そういう事情を踏まえてあえて

輸入をしなければならない、その陰に農民が犠牲

にならなければならぬといふうなことについ

て問題になるわけありますけれども、そちら辺

の問題もひとつ御意見をお伺いしたいと思うわけ

です。

○國務大臣(龜岡高夫君) 実は昨年五月でございましたが、衆參両院において食糧自給力強化に関する決議が出されたわけでございます。私も衆議院の一員としてあの決議の審議に参加をさせていただけたわけですが、その点いかがでしょうか。

ただいたわけですが、その点いかがでしょうか。

一例を申し上げますと、養蚕関係の生糸あるいは綿織物等の二国間協定におきまして、やがましく言つて、三割減とかあるいは二割減とかと、前年よりも減少させておりますし、酪農製品にいたしましても、やっぱり前年よりもふえないようにならなければならぬといふうなことについで、いまそれぞれの通産省なり、あるいは外務省なり大蔵省なんかとも協力しながら、各國との個別の話し合いを統けておる次第でございます。

農産物の輸入については、できるだけ国内で

きるものは国内でつくつて、万々むを得ざるもの

以外は輸入はなるべくせぬようにせなければ

いい。しかしあ互い貿易をやっておるわけでありま

すから、そういう面についてはお互いの立場をさ

づくばらんにぶつけ合つて、そしてお互の国々

が持つておられますところの農家の諸君に納得して

もらえるような話し合いが、必ずどこかでその合

意点が見出されるんじやないかなと、私はこう思

うんです。そこまで努力すべきであるということ

でやらしておる次第でございます。

○山田謙君 食糧の輸入につきまして、とにかく

る、どうしてもできないものを外國から輸入するんだというふうな基本的な考え方をお聞きしました。大変力強く思うわけでありますけれども、しかし現実を見ますと、大臣おっしゃっているようにはなかなかいってられないんじやないか。もちろんそういうことで努力が実ったものもありますけれども、まだまだ食糧の輸入がかなり多く行われている。そういう現状を見ますときに、一体これはどういうことで努力が実ったのを考えざるを得ないわけです。恐らくは大臣のお考えのような方が大体多いと思うんですけども、それにもかかわらず外國の食糧がどんどん入ってきているということ、これは一体どういう事情があるか、大臣のお考えを伺いたいと思います。

○國務大臣(亀岡高夫君) その理由というのは、商社関係やらあるいは業界関係やら、とにかく輸入すればもうかる、一言で言えばこういうことではないかなと、こういう感じがいたすわけです。たとえば一例を申し上げますと、蘭、外國産の蘭を入れますと、非常にこれは安く入つてまいります。そうしますと、これを糸に引きますと、日本の大糸事業團に売つた、買つてもらつたといふだけでも、これは大変な利益になるということになります。そういうわけでありますので、私どもとしてはそういうことがなされないようについてることで貿易管理制度の発動を糸業関係にはさしていただいておるわけですが、これが大変な利益になるわけですから、それでこそ、日本に持つてきますと相当高価にき上げる、外國から持つてくれば外國のものは安い。そういうところに商売上の魅力というものが、その辺が一つの外國農産物の入つてくるゆえんではないかなという感じがいたすわけでござります。菓子業界なんかでも擬装乳製品を大部分使つておるということを聞いておるわけですが、いろいろ調査してみると安いということ

なんですね。そこに日本の農業の持つておる一つの現実的な悩みもあるわけでございまして、そういう点をどう解決していくかということも、これから日本の日本農業のしょった一つの解決しなければならない問題点ではないかと、こう思うわけでございます。

そのほかもう一つは、開発途上国等において農産物しか売る物がない、しかし日本からも相当買つておる。貿易のバランスがどうしても日本からの輸入超過になるので、何としても日本からバナナでもあるいはペイナップルでも買ってほしい。そういうものが日本の果樹農家を圧迫するというような問題もあらうかとも考えられます。

○山田謙君 鎮国の時代じゃなくて、国際社会に生きている日本でございますから、そういう微妙な国際情勢というものは当然加味して輸入も考え方でいかなければならぬということは確かにあります。ただ基本的には、私が特に言いたいのは、一部の商社の単純なもうけ主義といいますが、もうけさえすればいいんだというような考え方でもって大せいの農民がその陰で泣くというふうな、こういうことがあっては相ならないということで、特にその点は、大臣もお考え同じだと思いますから、ひとつ今後ともがんばつていっていただきたいというふうに思います。それで、先ほどもちょっとお話をありましたとおり、亀岡農林大臣のときには食糧の輸入がこれだけ減ったということでお願いを強くしておきたいというふうに思つております。

その次に進みたいと思いますが、大臣の所信表明の中に三ヵ所ばかり出ておりますが、いわゆる「食糧自給力の維持強化」というような言葉がときどき出てまいっております。それは所信表明ではそれなりにわかりますけれども、具体的な施策として、どのようにその考え方が施策に具体化されているかということをお伺いしたいと思うんで

審議会でも大分論議されたわけではありませんが、日本型食生活と申しますか、米を中心とした食生活を確立して、それを基本にした農業の生産構造というものがうまく調和してでき上がりしていくことが、自給力強化の一一番基本ではないかと、こう思ってます。それで、その日本型食生活という問題についての考え方の徹底を図るために努力をすると、これが一番大事じやないか。そして米が一番よくできるわけでありますし、モンスーン地帯でしかも最高の食品と言われておるわけでありますから、この日本型食生活によって米の消費を増大をしてまいる。これがもう直接的な自給力強化の一つであると、こう考えておるわけでございます。

また、生産面では、国内で生産可能なものはで生きるだけ先ほど申し上げたようにつくっていくといふ体制を築き上げていくことが自給力強化の方策である、こう考えます。したがいまして、米は食つてもられないものを倉庫に積んでおいて、高い倉庫料を払つておくというだけのことであり、しかもやがて国庫に損失を与える。こういうものはできるだけつくらないで、そうして不足なものを作つくるという考え方方に立つて生産体制を積み上げていつておる現在のやり方、これも自給力強化の一つの方策であると、こう確信をいたしております。

それから何といっても農地の利用というものを高めなければならない。私ども実は昭和二十年代から三十年代の初頭にかけて農政運動を開いたしましたところは、農地の利用率は一三三%まで実はいったわけであります。もうどこを見ても菜の花が咲き、どこを見ても麦が実りといったような時代が日本の風土にもあったわけですが、最近はもう一〇三%か一〇四%、五%に農地の利用率がダウンしてきておる、こういう点で耕地の利用度を高めていくという方策をとらうということで、実は麦作奨励等もそういう点からの一つの自給力強化の方策でございます。

と同時に、私やかましく言っております技術の

振興ですね、技術の振興、品種改良、こういうのを全力を上げなくちゃならない。それがためには農林省全体の行政力をもつともっと發揮できるような仕組みをつくるべきであるということです。来年度から技術総括審議官というものを置きまして、そして技術総括審議官にいろいろな権限を与えて、そして技術者の諸君がもつともっと技術の面においても行政の面においても持てる力を十分に發揮できるような体制を農林省の中にしくべきである。こういうことで、そういう体制をとらしていただくことに予算措置も、それから近く閣議決定の政令公布もできるといふようにいたしております。こういう点も自給力強化の陰の力であるということになります。

それから何といっても、これからは、農用地利用増進法をつくっていただいたわけでありますから、あの法律の精神を十分に發揮させていただくようなことをしていくためには、農村の地域社会の、何と申しましょうか、心の通う地域社会、昔は部落と言ったわけでありますから、その地域社会の連帯感というものがだんだん薄れていくような感じがいたすわけでありますから、連帯感を深くして、そしてお互いの土地の貸し借りというものが本当に信頼関係の上に円滑にできるような地域社会の振興、農村振興というものをつくり上げていく指導をしていく。これが自給力を強化していくゆえんである、私はこんなふうに考えております。

○山田謙君 農政審から出された答申の中で、いわゆる「日本型食生活」という非常に耳新しい言葉が出て来るわけであります。その内容についてもそれなりに私も調べてみたわけであります。そこでお伺いしたいのは、「参考資料」というのがありますね。官房長お持ちだと思います。これで一番最初に一ページのところに「栄養水準の見通し」というのがございます。これが大体いわゆる日本型食生活の内容じやないかというふうに思いますが、特にその下の方でたん白質、それから脂質、炭水化物、PFCというふうに分けて、五十三年

○政府委員(渡邊五郎君) 私どもは日本型食生活度から六十五年度まではこういうふうに移行さしていくんだ。恐らくこれがいまおっしゃった日本型食生活というものの内容ではないかといふうに私は思うんですけども、それでよろしくどうぞございますか。

の一つの大好きなメルクマールとしたしまして、たゞいま御指摘がございましたような P.F.C. の熱量比率が重要なものだらうと考へておりますが、同時に食生活の特徴としては、一人一日当たりのカロリーにつきまして一千五百キロカロリーといたしまして、先進国に比べますと比較的低いカロリー水準、恐らくこういう低水準であるということとも、つ大きな特徴として考へております。さらに動物性のたん白質の中でも、わが国の場合には水産物が占める割合が比較的高いということも特徴として考へております。

で、これを一応固定させる。この表を見まして、も、五十三年度も六十五年度も二千五百キロカロリーといふように書いてあります。その内訳がそれぞれに分けて、六十五年度には多少変わつていいわけでありますけれども、これを見ますと炭水化物が現在六三・二%である。これを五七から八に減らしていくといふうことにしてこの表ではなっているわけでありますけれども、炭水化物というの、これは恐らく大体お米だらうと思うのです。そうしますと、米の消費拡大と言つておりますけれども、少なくともこの表で見る限りは、むしろ米はもう少し少なく食えといふような結果になるんじゃないかと思うのですけれども、この辺はどうでしようか。

○政府委員(渡邊五郎君) この「長期見通し」においては、いまして、御存じのように、一人年間の米の消費量を六十五年時点で約六十五キロ程度に見通しておるわけでございまして、現状よりは低下しておることは事実でございます。

ただ、全体の趨勢的に現況から申し上げまして、現在の米の消費量というのは、都市、農村をとも

問わず、減少傾向をたどっていることが一つあります。と、年齢別の構成から見ましても、都市の家計調査から見ましても、四、五十代の方は七十キロ前後の消費量がございますけれども、現在の二十代ぐらいになりますと三十キロ程度と、半分以下程度が現状になつております。こういう人たちがこれから五年、十年というふうにたつていてきました場合に、いまの中年層といいますか、程度までいくかどうかということを考えられます。片や、畜産物に対する需要等は傾向的には、従来ほどの伸び率ではございませんが、若干なりとも伸びてくるという現状で、かつ二千五百キロカロリーといつ頭打ちしました熱量の中でこうしたものを考えますと、やはり米麦とともにその比重は下がるものだらう。ただ、その水準は、お示ししたところの厚生省が一つの基準としております熱量比の適正比率目標という中におおよそあるという形で健康的な食生活が維持できる、こういうふうに考えておるわけでございます。

○山田譲君 官房長おっしゃるのは、そうすると一生懸命消費拡大をやつて、それでちょうどこのぐらいにおさまるんじゃないかな、こういうお話をござりますかね。

そうすると、同じくこの資料の十二ページにありますのが、これはちょっと別な角度になりますが、これでいきますと、五十三年度の穀物自給率は、下の方にあります、三四%に現在なつている、五十三年度ですね。これを六十五年度には三〇%に減らす。そしてまた、その上の欄を見ますと、食用農産物総合自給率というのは五十三年度は七三%でありますけれども、これは六十五年度も自給率としては七三%，現状を維持させると、こういうふうに一応この表ではなつていて、そうすると、この表で見る限り、自給率が果たして強化あるいは拡充されていると言えるのかどうかという疑問を持たざるを得ないんでありますけれども、そのところはどうでしようか。

○政府委員(渡邊五郎君) この見通しにつきましてよく御議論、御指摘をいただく点でございます。

が、この見通しを立てました際の考え方をもう一度説明させていただきますが、食用農産物総合自給率は七三%に維持する、主食用穀物につきましても六八%の自給率を維持するわけでございますが、御承知のように自下米から他作物への転作ども、そういう形で、先ほど大臣が申しましたように、国内で生産できるものは極力国内で生産する、そういう観点から、小麦の場合におきましては約六%の自給率を一九%に、大豆につきましては、食用の大豆の自給率は現在三一%でございまして、それがこれを六一%、食用の大割をこれで占めよう。かつ飼料の面につきましては、自給飼料をおおよそ六割増しぐらいの規模に拡大する。草地あるいは青刈り作物等の面積をかなり意欲的に拡大する。したがいまして、小麦なり大豆、あるいは飼料の自給率というのも表に出してございます。

方はよくわかりました。しかしそれについてではまだ今後もいろいろとお尋ねていきたいと思います。
すけれども、一応先に進みたいと思います。

次に、少し角度を変えてお尋ねしたいんです
が、いわゆる農業後継者の問題、これは所信表明
の中でもうたわれておりますけれども、この農業
後継者の育成のためにどのような今後努力をなさ
つていいかをまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(二瓶博君) 将来の農業を担いますす
ぐれた農業後継者を育成、確保するというために
は、何といいましても、まず農業そのものが魅力
のある産業ということで育成されまして、住みよ
い農村をつくり、後継者が意欲を持って取り組め
るようになる、これが基本的に重要なことである
と、かように認識をいたしております。

そこで、農林水産省いたしましては、農業生
産基盤の整備なり、あるいは農用地の流動化の促
進なり、地域農業の振興、はたまた農村生活環境
の整備などいうような各般の施策を講じておるわけ
でございますが、これとあわせまして、高い経営
能力を持つすぐれた農業後継者を育成するという
観点からいたしまして、やや農業後継者育成とい
うところに焦点をしばった形の施策をやっておる

本例を挙げますと、農業後継者に対する実践的研修、教育の強化というようなことで、県の農業者大学校の設置運営に対しまして助成をするというようなことをやっておる。あるいは就農青年の自主的な集団活動の促進ということで、四Hクラブ活動等に対しましてもいろいろ助成等をやっている。それから農業後継者の方々がいろいろある部門経営なり、そういうことで農業経営に取り組むその際の資金援助ということで、農業後継者に対する育成資金の無利子貸し付けの制度なり、あるいは農林公庫によります総合施設資金の融資なり、いろいろ面での資金援助をやっておるわけでござります。今後ともこういう施策の充実強化を図つていただきたいと、かように考へておるわけでございまして。

○山田讓君 当然育成するというからには一つの目標がなければいけないと思うのですけれども、現在不足しております農業後継者は大体どのぐらいに考えておられるか、そしてまた目標としてどうのぐらい後継者を今年度といいますか、五十六年度に養成しようとしておられるか、その点はどうですか。

確保したらいいかという、いうなれば目標なりあるいは不足数字がどうかというようなお尋ねでござりますが、この面につきましては、いろいろな見方もあるうと思いまし、具体的に目標というようなものは立てておりません。

えは新規学卒者の就業の状況というようなものは、きわめて数字的にも少のうございます。五十五年おきにおまして七千人というようなことでござりますので、非常に少ないということでござりますので、今後ともこういう新規学卒者なり、あるいは若い方々が他産業から流入をする際の経営の面へのいろんな研修なり、そういうこと等、いろいろこれは今後とも強化していきたい、かように考えております。

からには、何人ぐらい不足しているんだということとは当然つかんでおいていただきたいというふうに思います。それを育成するためにも、現在何万人不足しているけれども、五十六年度は少なくともこのぐらいはひとつ養成しようというふうな計画的なことをやりません」と先ほどいろいろおっしゃられたような細かいことを幾らやっても、基本的には皆さんどうしても村を出ていくっててしまうということになるんじゃないかと思うのです。

先ほど局長が言われた魅力ある農業、農業が魅力ないから後継者がなかなか出てこないんだといふようなことは、それはそのとおりだと思うのですけれども、私はここでお伺いしたいのは、なぜ魅力がないかということなんですね。その魅力を

しゃるわけですが、私はその魅力の一番のもとは、収入が雇用労働者に比較しまして、賃金労働者に比較して少ないということが一番魅力のないもどじやないかと思うのです。それで、魅力あらしめるためには農業の収入、所得というものを雇用労働者並みに引き上げていくという、そういうことをしなければ、いまの子供たちですから、皆さん収入の高い都会の雇用労働者の方へどんどんみんな行ってしまうというの、これはあたりまえの話であります。

そこでお伺いしたいのは、現在農水省として、この前もちょっとお伺いしたところではありますけれども、もう一遍教えていただきたいのは、いわゆる雇用労働者、賃金労働者といいますか、それに比較して一時間当たりの賃金、所得がどのくらいの違いがあるか、そこをちょっと教えていただきたい。

○山田潤君 賃金労働者と農業労働者、比較がむずかしいのでなかなか簡単にはいかないと思いますけれども、大ざっぱに言つたところ、やはりま官房長言われたようなことじやないかと思うんです。そうしますと、最初言つたように、魅力ある農業というふうなことを観念的には言つても、具体的に収入がないということになれば、これは魅力が出てくるわけはないんで、どうしても高い収入の方へ皆さん行つてしまふということは言うまでもないことだと思うんです。

そこで、そういう魅力ある農業、つまり具体的には収入がもつと見えるような、そういう農業にしていかなければならぬと思うんですけれども、そこら辺についてのお考え方はどうですか。いまのままでいたんじやいつまでたつたって、いろんなことをやつたって、結局は所得が少なければ高い方へ移るのは、これはあたりまえの話だと思うんだけれども、そこら辺どうお考えでしょ

○説明員（野見山眞之君）お答えします。
一昨年に閣議決定いたしました第四次雇用対策
基本計画におきましては、今後安定成長への転換
あるいは産業構造の変化の中で、労働力需要全体
としては、従来に比べて伸び率が鈍化していく
し、また就業構造も産業構造の変化の過程で動いて
いくだらうというふうに見ております。
そこで、産業別を見てみると、第一次産業に
つきましては、従来の減少テンポに比べるとやや
低下いたしましたけれども、引き続き減少傾向にあ
るということです。昭和六十年でございますが、見
五十年の六百六十一万人、これは労働力調査を基
から移っていく。かつては第二次が多くたがつ
が最近は第三次が多いとかいうふうに聞いており
ますけれども、そういう関係で、第一次産業につ
きまして、もしできれば農業、林業、水産業とい
うふうに分けて、その労働力の需給関係を、需
給の見通しをひとつお聞かせいただきたいという
ふうに思います。

寡だけでは決まるもんじやないということは私もよくわかります。ですから、賃金は少ないけれども、所得は少ないけれどもこういう点が非常にいいんだというふうなことがあれば、それは必ずしも高い方にいくとは限りません。ですから、それはもう当然のことですから、ぜひそういう意味でいまおっしゃられたようなことをもっと強力にしていただくと同時に、やはり所得そのものもつとふえるようになといろんな意味で強力に手立てを講じていただきたいというふうに思うわけです。

そこで、一つお伺いしたいのは、労働省おられますか。——労働省にお聞きしたいんですが、労働省が考えております今後の労働力の需給見通しといいますかね、そういうものをひとつお聞かせいただきたいと思うんです。その中で特に第一次産業の労働力をどういうふうに持っていくのか。恐らく第二次産業、第三次産業に労働力が第一次

基礎にいたしておりますが、減少していくといふように見込んでおりまして、全体の就業者の中に占める比率が、昭和五十年の一二・七%から約九%程度に下がっていくのではないだろうかといふに見込んでおります。

一方、二次産業につきましては、構成比は大体同じ程度で、伸び率としてはそう高くないんではないか。それから三次産業につきましては、今後

国民生活のニーズの多様化、高度化に伴つて三次産業の増勢は引き続き高いといふに見ていますのでございます。

そこで、他方、供給面でございますが、労働力人口の伸びは從来に比べてやや鈍化いたしますが、労働力人口の増加の中心が、むしろ中高年齢者あるいは女子の就業への参加というものが中心になるのではないかというふうに見込んでおりまして、その結果、労働力需給といたしますと、第一次産業につきましては、從来から農業から他産業への流出はやや減少傾向にございましたし、また他産業から農業への流入の方は横ばいなし多少ふえてきているというような状況に見ています。

したがいまして、二次産業あるいは三次産業の労働力の供給源といたしましては、從来の高度成長期には農林水産業からの流入がかなりの部分を占めておりましたけれども、今後は第三次産業では、むしろ新規卒業生あるいは女子の就業化、あるいは第二次産業の中高年齢者が定年退職等によつて退職した後にサービス産業等に就業するというような形で、第三次産業の就業者がふえていくのではないかというふうに予想いたしておりま

す。

○山田謙君 大体の予想はよくわかりました。いずれにしましても、六十年までに第一次産業が現在一二・七%が九%に減るであろうと、こういうことですね。

それで、労働省としては、いまのは見通しであると思いますけれども、労働省としてこういうふうにすべきだというふうな考え方というものは持

つていらないわけですか。つまり第一次からできるだけ第二次へ持つていこうとか、第三次へ持つていこうとか、そういう計画は特別には持つておられないかどうか。つまり職業訓練なんかでいろいろやつておられると思うんだけれども、そういうことでその点は関係あるんじゃないかと思うんですけれども。

○説明員(野見山眞之君) 雇用政策といたしましては、それぞれの産業に必要な確かな労働者がそこに就業するということを基本的な目標といたしておりますけれども、二次産業あるいは三次産業につくことを希望している方々に対しまして必要な職業訓練、あるいは職業紹介等をやることはもちろんでございますし、また農業から他産業に安定的な就業機会を求める方々がおられます場合に、転職のための職業訓練、あるいは職業安定機関におきまして適切な職業指導、あるいは職業紹介を進めていく、あるいは農業者から転職を希望される場合には、それに必要な保護措置等につきましては引き続き講じてまいりたいというふうに考えております。

○山田謙君 農林省の方、いまお聞きになつたところには、転職のための職業訓練、あるいは職業紹介を進めていく、あるいは農業者から転職を希望される場合には、それに必要な保護措置等につきましては引き続き講じてまいりたいというふうに考えております。

○山田謙君 農林省の方、いまお聞きになつたところには、転職のための職業訓練、あるいは職業紹介を進めていく、あるいは農業者から転職を希望される場合には、それに必要な保護措置等につきましては引き続き講じてまいりたいというふうに考えております。

○政府委員(渡邊五郎君) 私ども長期見通しなり立てる際に、そうした問題の意識はございましたが、これについて計数的に把握をしておるわけではございません。

〔委員長退席、理事北修一君着席〕

たた、農業就業人口につきまして、かつて四十年から五十年の間に年率にして五%ぐらいのかなり年間は、從来の一方的な減少傾向から転じまして、二十万年前後で横ばいで推移しておるわけですが、これについて計数的に把握をしておるわけではありません。

○政府委員(須藤徹男君) お答えいたしました。

○山田謙君 大体の予想はよくわかりました。いずれにしましても、六十年までに第一次産業が現一九五〇年が二十二万人、四十五年が二十一万人、それ以降十七万、十八万、二十一万、二十二万、二十二万、ずっとまいりまして、五十三年がまた二十万、五十四年が十八万、五十五年が十九万という数字になつております。

○山田謙君 大体二十万人前後で推移しているの

あるいは構造の変化の契機たり得るんではないか。そうしたことから利用増進事業等これから農業自体の経営の方につきましても再編成をいたしまして、先ほど御指摘のような所得の問題の実現あるいは地域社会のあり方といふようなことがこれまでの課題であろう。計数的にはつかんでおりませんが、政策の方向としてはそのように考えておるわけでございます。

○山田謙君 いろんな生産についての見通し、今後十年間の見通しみたいものはかなり詳細にもうできているわけでありますけれども、それを見合う労働力といいますか、第一次産業に働く人の数というものが当然出てこなければおかしいというふうに思うわけです。もちろんいろんな生産性の拡大とか何かがあればそう単純には出ないと思いますけれども、一応農家人口といいものは将来の十年後はこのくらいになつていくんじやないかというふうなことはある程度押さええて、それによつていろんな対策を立てていく。またある程度押さえたからには、その人たち、その人數は外へ逃げていかないようにするというふうな配慮をひとつ今後ともやっていっていただきたいというふうに思います。

それからその次に、大臣の所信表明の中でも同じく出ておりますが、特に林業労働者につきまして非常に減少しているといふことが言われておりますけれども、この状況、現在どのくらい減っているか、それからなぜ減っているかというふとと、それを減らさないようにするための対策はどういうふうにお持ちであるかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(須藤徹男君) お答えいたしました。

林業従事者数はわが国の経済の高度成長期以降減少してきておるわけでございますが、最近十カ年間は、從来の一方的な減少傾向から転じまして、二十万年前後で横ばいで推移しておるわけですがござりますが、たゞ、質的に見ますと、高齢化の現象が見られるということでございます。

このような傾向が見られる理由といたしまして

は、高度経済成長による他産業従事機会の増大等によります山村人口の流出のほか、新規参入の減少、あるいは他産業に比して林業の就労環境が厳しいことなどが考えられるわけでございます。わが国の林業はどうかといいますとまだ資源の育成過程にあるものでございますので、たとえばこの基盤整備の立ちおくれ等いろいろ問題があるわけでございます。

〔理事北修一君退席、委員長着席〕

従来からこれらの点に着目いたしまして、造林でありますとかあるいは林道、あるいは林業構造改善事業等林業振興のための施策を進めてきておるわけでございますし、また最近では林業地域総合整備事業等山村の生活環境整備のための施策も実施しておるわけでございます。また直接、林業労務改善促進事業あるいは林業退職金共済制度の推進など、就労条件の改善のための施策も実施しております。また林業後継者に対する教育指導体制の整備でございますとか、あるいは林業後継者育成事業、あるいは児童生徒等の森林事業に関する理解を深めるというようないろいろな施策を進めておるわけでございます。

後ともこれらの施策を通じまして、拡充を通じまして林業従事者の確保を期していかなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

○山田謙君 全国二十万人が大体林業労働者としてやつておられる、こういうふうに聞きましたけれども、大体それで横ばいで現在推移しているわけですか。いつごろから横ばいになつたかちょっと教えてください。

○政府委員(須藤徹男君) 総理府の労働力調査によりますが、四十二年が二千七十七万人ございました。四十四年が二十二万人、四十五年が二十一万人、それ以降十七万、十八万、二十一万、二十二万、ずっとまいりまして、五十三年がまた二十万、五十四年が十八万、五十五年が十九

れたように、高齢化がどんどん進んでいくんじゃないかな」というふうに思いますときに、今後林業を

担つて立つ林業労働者の育成、特に若い人たちに対しても、先ほどのお話しやありませんが、魅力ある林業というふうなものを、環境をつくるためにも、あるいは所得の面でもひとつ十分考えてもらついただきたいというふうに思います。

それから先に進まつて、今度はお米の問題でありますけれども、一番新しいところでお聞かせいただきたいと思います。

お米の内訳として古米が幾ら、古々米が幾らというふうに分けてお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 五十五年十月末の在庫状況は幾らでございますか。それからその内訳として古米が幾ら、古々米が幾らというふうに分けてお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 五十五年産米につきまして五十四年度から計画的に進めておるわけでございますが、そのうちお米の問題でありますけれども、一番新しいところでお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 古米の部分の全体の処理は五十三年産米につきまして五十四年度から計画的に進めておるわけでございますが、そのうちお米の問題でありますけれども、一番新しいところでお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 古米としては四百八十八万トンでございます。この四百八十八万トンの内訳でございますが、五十年産が二十九万トンでございますが、そのうち五十四年産が百七十八万トンございますから、いわゆる古米としては四百

八十八万トンでございます。この四百八十八万トンの内訳でございますが、五十年産が二十九万トン、五十年産が百二十九万トン、五十二年産が二百一十万トン、五十三年産が百二十九万トン、こ

ういった内訳になつております。

○山田謙君 去年の冷害で生産が大分減つていると思うんですけれども、向こう一年間で六百六十万トンというのは減ると思ひますか、ふえると思ひますか。

○政府委員(松本作衛君) ただいま申しました六百六十万トンの中には五十四年産で今米穀年度に使つていく部分があるわけでございますが、これ以外のいわゆる古米と考えております四百八十八万トンにつきましては、計画的な古米の処理をいたしましたためにこれは減少さしていくふうに考えております。

○山田謙君 十月末六百六十万トンあるとおっしゃつたわけですねけれども、これが一年間で減るか、ふえるかということなんですか。

○政府委員(松本作衛君) ただいま申しましたよ

に考えております。

○山田謙君 六百六十万トンを抱えているわけですけれども、今後これをどういうふうに処理しておこうとなさるのか、この点お聞きかせいただきたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 古米の部分の全体の処理は五十三年産米につきまして五十四年度から計画的に進めておるわけでございますが、そのうちお米の問題でありますけれども、一番新しいところでお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 古米としては、一百四十万トンでござりますが、それからその内訳と

してお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 五十五年十月末の在庫状況でございますが、全体で六百六十六万トンでござりますが、そのうち五十四年産が百七十八万トンございますから、いわゆる古米としては四百

八十八万トンでございます。この四百八十八万トンの内訳でございますが、五十年産が二十九万トンでござりますが、そのうち五十四年産が百七十八万トンございますから、いわゆる古米としては四百

八十八万トンでございます。この四百八十八万トンの内訳でございますが、五十年産が二十九万トンでござりますが、そのうち五十四年産が百七十八万トンございますから、いわゆる古米としては四百

八十八万トンでございます。この四百八十八万トンの内訳でございますが、五十年産が二十九万トンでござりますが、そのうち五十四年産が百七十八万トンございますから、いわゆる古米としては四百

八十八万トンでございます。この四百八十八万トンの内訳でございますが、五十年産が二十九万トンでござりますが、そのうち五十四年産が百七十八万トンございますから、いわゆる古米としては四百

八十八万トンでございます。この四百八十八万トンの内訳でございますが、五十年産が二十九万トンでござりますが、そのうち五十四年産が百七十八万トンございますから、いわゆる古米としては四百

八十八万トンでございます。この四百八十八万トンの内訳でございますが、五十年産が二十九万トンでござりますが、そのうち五十四年産が百七十八万トンございますから、いわゆる古米としては四百

八十八万トンでございます。この四百八十八万トンの内訳でございますが、五十年産が二十九万トンでござりますが、そのうち五十四年産が百七十八万トンございますから、いわゆる古米としては四百

八十八万トンでございます。この四百八十八万トンの内訳でございますが、五十年産が二十九万トンでござりますが、そのうち五十四年産が百七十八万トンございますから、いわゆる古米としては四百

をお伺いしたいと思うわけです。

もう一つは、米飯学校給食についてもその実績、実施状況をお伺いしたい。ことしはどの程度拡充するつもりか、こういうことをお伺いしたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 五十六年度も同じようなことをおやじました。それで、大体目標として

つきました百二十万トン処理をいたしました。それからまた五十五年度につきましては百十四万トン処理をしてまいりました。それがどういう処理をなさるわけですか。

○山田謙君 これはどういう処理をなさるわけですか。

○政府委員(松本作衛君) 五十六年度につきましては、工業用におきまして約三十万トン、輸出用につきまして約四十万トン、えさ用につきまして約五十万トン、計百二十万トンでございます。

これから五十七年、五十八年につきましては、工業用で七十五万トン、輸出用で七十六万トン、えさ用で約百四十五万トンという計画で二百九十六万トンでございます。なお、このうち輸出用につきましては、今後できるだけこれをさらに拡充するよう関係国とも交渉してまいりたいと考えております。

○山田謙君 学校の方はどうですか。

○政府委員(松本作衛君) 学校給食につきましては、現在学校給食用の米の値引き売却をいたしておりまして、通常の場合には六〇%、新規学校につきましては七〇%というような値引きをいたしましてこの事業の促進に当たつておるわけでございますが、この学校給食の実施校といたしまして、いわゆる一週間に二回ということを目途として、いわゆる最初に地域ぐるみの消費対策をやつてしまつて、全体で八四%というところまで実

現しておりますので、この学校給食につきましては、都心といいますか、首都である東京都において、おひざ元においてさっぱり行われていなかつたのです。

○山田謙君 聞いた限りでは、東京都内で余りないんじやないかというふうに思います。現にうちの小さいのが中学校に行っておりますけれども、全然米食はない。そうしますと、一体どうして都心では、都心といいますか、首都である東京都において、おひざ元においてさっぱり行われていなかつたのです。

○政府委員(松本作衛君) あると思いますが、ただいま調べます。

○山田謙君 東京都内でもって米飯給食をやつているところはありますか。

○政府委員(松本作衛君) 具体的に何%というふうに申し上げかねるわけでございますが、私ども

やつているというふうに考えてよろしいんですか。

○政府委員(松本作衛君) 八四%が全部週二回実施しておるというわけではありません。月平均実施回数といたしましては五・七回ということになりますので、全校が週二回というところまでございませんが、実施の回数も漸次拡大しております。

○山田謙君 五十六年度も同じようなことをおやじました。それで、大体目標として

は、八四%ですか、これを何%ぐらいに上げようと考えておられるわけですか。

○政府委員(松本作衛君) 具体的に何%というふうに申し上げかねるわけでございますが、私ども

いたしましては、できる限り一〇〇%に近づけるよう努力をしていきたいというふうに考えております。

○山田謙君 東京都内でもって米飯給食をやつているところはありますか。

○政府委員(松本作衛君) あると思いますが、ただいま調べます。

○山田謙君 聞いた限りでは、東京都内で余りないんじやないかというふうに思います。現にうちの小さいのが中学校に行っておりますけれども、全然米食はない。そうしますと、一体どうして都心では、都心といいますか、首都である東京都において、おひざ元においてさっぱり行われていなかつたのです。

○政府委員(松本作衛君) あると思いますが、ただいま調べます。

○政府委員(松本作衛君) 学校給食が進みません理由といたしましては、従来のパンの給食からの切りかえがなかなかむずかしい点があるわけでございますが、米飯学校給食ということになりますと、新たに米を調理するというような人員がどう

しても必要になりますので、地方自治体が直接米飯の供給をするということになりますと、そういう人材の問題というようなことも出ておるわけ

でございますが、私どもといたしましては、でき

るだけ委託炊飯というような形で、地方公共団体

て当然上がっているであろう生産費を基準にして、それ相当の蘭価なり差額を上げていただくようにお願いをしておきたいと思います。

あとわざかしかありませんけれども、同じく養蚕業の問題について、去年十月問題になりました。新聞なんかにも発表になりましたけれども、中国産の生地を薄く青く染めて、そして何かいんちきな証明書をつくってスペインから輸入してきた。百三十七万平米だそうですが、それが非常に国内の流通界を擾乱させたという事実がございます。まだ真相はなかなか明らかでないようありますけれども、もう十月から半年近くたっているわけありますので、その辺について、これは恐らく通産省の所管かと思いませんけれども、通産省の方からその事実、経過、とった措置、それから今後どうしようとなさっているか、この点についてお伺いしたいと思います。

○説明員(末木鳳太郎君) 御説明いたします。
御指摘のとおり、昨年の十月にスペイン原産と称する大量の綿織物が輸入通関されまして、私も十一月に入りまして統計が発表されましてその事実を正式に確認したわけでございます。いろいろな事情から、これはスペイン原産のものではないのではないか、はつきり言いますと、中國産のものがスペイン産と擬装して輸入されたのではないかという疑いを抱いたわけでございます。

と申しますのは、中國産の綿織物につきましては、御承知のとおり、国内の綿關係その他の業界の、産業の保護のために、日中兩国間で協議をいたしまして日本への輸入量を取り決めておりました。その取り決め量の範囲内で通産大臣の事前の許可を受けて輸入するということになつておりますが、この百三十七万平米につきまして許可をいたした事実がございませんので、そういう疑いを持つたわけでございます。

一方、スペインの生産量からしましても、スペインにこれほどの供給量があるとも思えないといふような事実がございましたのですから、早速

調査に着手をいたしまして、大蔵省税關当局とも協力をしつつ今日まで調査をしております。

その結果わかりましたことは、少なくとも申請書類に記載されたとおりの、スペインのバルセロナから船積みされたという事実はないということを確認いたしまして、品物は恐らく中國産のものであらうと思います。

それでは一体どういう経緯で、どこから船積みされて日本を持ってこられたものかということです。

ござりますが、何分海外にわたる調査でございまして、御指摘のように時間はかかるておりますが、なお調査を続行しているところでございまして、御指摘のように時間はかかるておりますので、御指摘のように時間はかかるておりますが、なお調査を続行しているところでございまして、御指摘のように時間はかかることがあります。もちろん全然見当もつかないということではございませんで、ある程度の輪郭は浮かび上がってきておりますが、こういう国内業界に大きな影響を及ぼした問題でございますので、将来きちんととした処理をするためにもしっかりと裏づけのある調査にしたいと考えまして、現在調査を続行中という次第でございます。

なお、御指摘の国内業界への影響につきましては、確かにこれは大きな影響を与えたわけでございますが、國內業界への悪影響を少しでも緩和するという観點から、私ども行政指導をもしまして、関連の流通業者の協力を求めまして、この品物を扱った人たちに少しでもその品物を取引先の上流、つまり売った先から買い戻して買ったところへ売り戻すというような形の回収をするよう協力を求めまして、今日まである程度の回収をさせております。その結果、一時市況に悪影響を与えたことは事実でございますが、ことしに入りました。その点は幾分緩和されてきていくと認識しております。そういう状況でございます。

○説明員(田中史君) 本件、スペイン青竹事件につきましては、現在東京税關におきまして輸入申告に際し虚偽の申告をした、つまりスペイン産で

いうことで、関税法百十三条の二に虚偽申告罪という罰則がございますが、その嫌疑事件として調べを行っております。

そこで、現在鋭意調査を急いでおりまして、ほぼ詰めの段階に入っているというふうに私どもは見ておりますが、調査が終了しまして関税法違反の事実が明らかになりましたら、罰則に照らしまして厳正な処分を行いたいというふうに考えております。

○山田謙君 その罰則に該当する人というのは当然輸入してきた貿易業者であるうと思うのですけれども、その貿易業者というのにはつきりわかつているわけですか。一説によると、この間千葉県知事に五千万円出したニッタンの深石さんだという話があるんだけれども、それは本当ですか。

○説明員(田中史君) 本件、スペイン青竹事件の申告の名義人は株式会社ニッタンでございます。そしてその代表者は深石鉄夫氏でございます。

そこで、本件につきまして関税法百十三条の二、虚偽申告罪で問擬する場合に、いかなるもの反則者と考えるかといたしましては、現在調査中でございます。ニッタン及び深石氏の役割がいかなるものであったかというような点につきましても現在調査を行つております。

○山田謙君 もう時間が来ましたから、これでこ

の問題やめますけれども、通産省も大蔵省の方もひとつの徹底的にこの問題は調査してもらいたいと思います。相当悪質な行為でございますから、それがしかもそういう日本の市況を非常に擾乱したということについては、われわれも黙つていらっしゃない。その結果また改めてお聞きしたいと思います。

○委員長(井上吉夫君) ただいま農林水産委員会を開いたと思います。

休憩前に引き続き、農林水産政策に関する調査のうち、昭和五十六年度農林水産省関係の施策及び予算に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤原房雄君 大臣の所信に對しまして若干の御質問をいたしたいと思います。

現在農林水産省の当面いたしておきます諸問題、一つ一つ非常に重要な問題ばかりでございまして、これは後日その個々の問題についてはまた議論をいたすことにして、大臣も所信で最初に去年の冷害のことについて触れられ、そしてまた森林被害の非常に大きいことについても適切な対策を講じていくことでお述べになつていらっしゃいます。また、私ども過日福島を中心いたしまして森林被害の非常に大きいことについても適切な対策を講じていくことでお述べになつて、新潟にも参りましたが、相当な雪で全貌はわからぬといつても、相当な被害の状況でございまして、また過日の現地視察におきましては、午前中も同僚委員からお話をございましたが、それについての切実な要望が寄せられております。こういうことからまず森林被害のことにつきましてお尋ねをいたしたいと思うんであります。

激甚災害、それに伴いましての天災融資法、このことについては午前中、三月十六日から調査、査定に入っているというお話をございましたが、このたびの被害は、午前中も同僚委員からお話をございましたが、それについての切実な要望が寄せられております。こういうことからまず森林被害のことにつきましてお尋ねをいたしたいと思うんであります。

○委員長(井上吉夫君) 本件に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたしました。

午後零時十七分休憩

午後一時一分開会

れが最終的な結論が出るのか。これはいろんな法的な手続がありますので、まずは実態の把握といふことから始まるのは当然のことといたしまして、およその見通しとすることについてはいかがなものでございましょうか。

○國務大臣(鶴岡高夫君) 実は二月の二日に、天災融資法を前提として、つなぎ融資のあつせん方の通達を実は出させていただいているわけでござります。と申しますのは、できるだけ早く——今回の雪害等でピニールハウスとか、あるいは養蚕とか、そういう施設が大分やられておりますので、そういうものはもう早目に準備しませんと春先に間に合わないというふうなこともございまして、そういう面に対する急ぐ面については、もうすでに天災融資法を前提としてのつなぎ融資のあつせん方を各金融機関に通達をいたしたところでござります。そのほか、国営保険でありますとか、共済保険でありますとか、そういうものの支払いにつきましては、もうデータのそろい次第と、こう言っておるわけでありますけれども、地域によりましてまだ雪の下に存在しておるというような事態もありまして、明らかになつてないところもござります。したがいまして、実際の天災融資法の発動は四月中の中ごろから終わりにかけて、できるだけ四月中に通達を出したいと、こういうことで仕事を急がせておるという実情にあるわけでござります。

それまでの間に施しましたもうもの具体的な法律によりますところの処置につきましては事務当局からお答えさせたいと思います。

○政府委員(須藤徹男君) 森林被害につきましては、昨日の衆議院の災害対策特別委員会小委員会におきまして、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案を議員提案するということで決められたというふうに承つておるわけですが、この改正を見ました上で、いわゆる森林災害の従来の長官指定の激甚災害の復旧造林ではなくて、激甚災害法に基づきます激甚災害の指定基準を決めてまいらなければなりません。

ればならないわけがありますが、これは御承知のとおり中央防災会議で決めるということに相なつておるわけでありますが、それらと並行いたしまして、ただいま大臣からお答えございましたようして、ただいま大臣からお答えございましたように、まだ雪の下になつておりますが、詳細な被害状況というのはわかつていないのでございません。激甚災害を発動するにいたしましても、これを的確につかまなければなりませんので、融雪時を待つて被害を的確に把握した上で、いま申し上げました基準に従つて指定をしていくという段階にならうかと思います。

○藤原房雄君 それは私どもよく理解しております。要するに、これは予算委員会のときにも大臣にいろいろお尋ねをいたしました。万全の対策を講ずると、現地の悲惨な状況からして、こういう激甚災害の発動がなくとも、それに準ずるようないまお話をございましたように対策を講ずるということになりますが、それなりにできる範囲内のこととは、お考えになつている範囲内のことについては国会でもいろいろ言われているわけですが、現実問題となりますと、これはまだ雪の下で被害の実態が明らかでないといふ一つの大きな障害がございまして進んでないのが実態ではないかと思うんです。

こういうふうにします、あいあいふうにしますと、いろんなことをおつしやつていらっしゃるんですけれども、いまお話をありました長官の指定する激甚災害、これによりまして造林補助、たとえば復旧造林ですね、この処置についても実は被害の状況がわからなければこれは指定はできないわけでしょう。まだ現在してないわけでしょう。しかし被害の大枠からいたしましても当然なるであろうことは想像できるんじやないでしょうか。まだ現在してないわけでも、現実はこれがはつきり話ありましたけれども、現実はこれがはつきりたしませんと実際に動き出すというのにはやっぱり制約があるんじやないでしょうか。

こうしたこととこの被害の実態もわからずにやるということは、これは法の定めるところから言

つてそういうことはできないでしょうけれども、これは早急にしなきゃならぬ。そういうことから、融雪期になりますとどうしてもしなきゃならない仕事がもう山積しているわけありますから、そういうことで手おくれにならないようになら、融雪期になりますとどうしてもしなきゃならない仕事をいたしました。それはそれなりの効果があつたことは私ども現地でいろいろ見聞きしておるわけでありますけれども、森林被害につきましては、特に被害が大きいということは、山奥で働く方々を集めることも、作業を進めることがも、被害の実態を把握することすらもなかなか大変だという現状の中にあるわけですから、これは雪解けになりますとそれぞれの畠の仕事が待つているわけあります。いまからもうかかっておるところでしょ。とても山の方には手がつけられないという、こういうことになるわけですから。

これはこういう制度があります、こうなりますと、これはもう私ども十分知つておるわけですが、これももう少しひとつ、これがはつきりしなければ動かない面もあるかと思いますが、最大限ひとつあの冷害のときに見せた機動性といいますか、迅速さといいますか、そういうものでこれは積極的にひとつお考えいただきて対処していただきたいと、こう思つんですね。どうでしょか。

○政府委員(須藤徹男君) ただいまお話しのとおり、できるだけ早くやらなきゃならぬわけでございまして、先ほどお話をございました長官指定の激甚災害復旧造林につきましては、今回の災害はもちろん大きいわけござります、指定になることは間違いないわけございますが、先生御承知のとおり、市町村単位で個所を指定するわけですが、話は話としましても、冒頭に申し上げましたように、現行法でできることは当然として、さらにまたこの指定ができなければ実際動かないといふとおり、市町村単位で個所を指定するわけですが、先ほど大臣のお話にありましたように、ひとつ極力先行的に進めさせていただきたい、そのことを強く要望いたしておきたいと思うんです。

それから午前中いろいろお話をございましたが、現地のいろんな問題ありますと、それを一つ

早く指定作業を進めていきたいというふうに考えておりますし、また県当局に対しましてもそういう指導をひとつ進めていきたいというふうに考えております。

○藤原房雄君 法改正云々の方はこれは激甚災害法の一部改正でしょ。長官指定のやつは、長官、この激甚災害にはまあ運動はするかもしませんけれども、こっちが発令されなきゃ長官指定はできないということじゃないわけでしょ。そしていろいろな諸施策についても考えておるのについては進めていただきたい。これは復旧造林のことですかね。

それから先月の予算委員会のときにも大臣も、いろいろ時間、制約のある中でのお話をされました。大臣も現行法の中で何とか努力してみようという、こういうお話をありましたし、それに伴いましていろんな諸施策についても考えておるといふことでいろいろなお話をございました。しかし現行法ではどうしてもこれは制約があつて、その枠の中ではできないというものがやっぱり関係者の一致するところであり、そういうところから昨日のあの話に進んでいったんだろうと思うんであります。そういうことで、新しく法改正をする、現行法はどうしてもこの大きな被害は救済できないといふことで、こういう中で一步進めていこうということですから、これは法律が制定になつたらその時点ではやるのを当然だと思ひますけれども、それは話題になつてゐるところでまとまつてまだ国会に提出されたわけじゃございませんから、大枠の話は話としましても、冒頭に申し上げましたように、現行法でできることは当然として、さらにまたこの指定ができなければ実際動かないといふとおり、市町村単位で個所を指定するわけですが、先ほど大臣のお話にありましたように、ひとつ極力先行的に進めさせていただきたい、そのことを強く要望いたしておきたいと思うんです。

も、一番問題は、折損木の伐倒、搬出、ここにやつぱり議論が集中するようあります。このことにつきましては、先ほど午前中もお話しありましたが、いろんな法の運用をもつてどういうことのようあります。

それともう一つは折損木の有効利用、これも干前中国産材産業振興資金という、こういうものでありますけれども、農水省としましては、これは一月、二月ですか、各産業界にこういう折損木の利用等について口頭、文書等をもつていろいろ督促をなさったようありますし、また福島県においても一生懸命そういう関係のことろへ働きかけているようありますけれども、実態としては現在、価格とか陸路はありますけれども、何か反応があつたのかどうかですね、折損木の利用についての。督励をするということで一生懸命働きかけたことの話は伺つておるんですけども、何か有効な利用方法とか、こういうものについてその後最近またそういう話があつたかどうかが、それをちょっとお伺いしておきたいと思うんです。

く督励をいたして いるわけ でありますから、それ でやつて おるとい うことじ ゃなく て、ひとつ今後 も 粘り強くまた バックアップをする ようにして いただきたいものだと思 うん です。

について間伐倒進総合方策の適切な運用によって対処するとか、それから農林漁業金融公庫資金、それから林業改善資金、こういうものの活用を図ると午前中も何か言つておりましたし、そのときいろいろなことをお話ししさせておりますが、実際には被害木の整理というの是非常にむずかしいところだらうと思うんです。これは現地を御視察になった大臣はよく御存じだと思いますが、伐採して搬出してまいりましても、労賃にもならないといふことですと、どうしても意欲がわかないわけですから、そこらあたりどうするかといふのが一つの焦点であり、今度の法改正につきましても議論のあるところだと思いますが、とにかくこれには個人差がありますから一概には言えないかもしれませんけれども、もうわれわれが行つたところにはそれなりに整理をしているところもあります

あるようにならせておきます。したがいまして、私どもとしましては、いまお話しございましたように、森林所有者のいろいろな事情がございましょうから、一番使いやすい金融なり、あるいは今後実現を見ます補助によります状況なり、これらをもとにござります。

○藤原房雄君　どんどん流動的ですから、現時点
でどうかということは適切なあれではなかつたかも
知れませんけれども、林家のそういう意欲とい
うか、そういうものについて絶えず配慮すること
が大事なことだと思いますし、ぜひそういうそ
のときそのとき時点での状況というものを把握な
くて適切な处置を講じていただきたいと思うんで
す。春になればもうしなぎやならないことが山積
しておりますから、冒頭申し上げたようにひとつ
おるわけでございまして、林野庁としましては、
いまどの程度の件数具体的な相談があつたかとい
うことはつかんでおりません。

○藤原房矩君　じゃ後からひとつその資料をぜひ見させていただきたいと思います。
——は、つまり木口きよ長貞二郎木口吉長貞、二
があれば御報告したいと思います。

それから森林監査保険と森林災害共済保険について、もう細々したことは、いま時間がありませんから省略します。今までのことは聞きませんけれども、林野庁としてこの保険、共済につきましては、農林水産省としてこの保険、共済につきましては、非常に大きな災害がないとなかなか検討といいますか、見直すということはできない。今回はそういう点では非常に大事なときであったと思います。例年低気圧、台湾坊主が参りますと、岩手県、宮城県、面積の多い少ないは別としまして、必ず被害があつて、こういうことで悩んでおるわけでありますけれども、今回は非常に広範囲にあつたということで社会的な大きな問題になつてゐるわけですから、大臣も、制度面の検討を含めて、保険、共済の加入促進を一層進めていきたいということを予算委員会でもおっしゃつておりましたけれども、現状がどうだ、何がどうだといふことではございませんから、それを省略します。

—
—

○政府委員(須藤徹男君) 最近の話でございますが、それぞれの業界でどういうふうにこれを利用するか、いま私どもが申し上げておりますのは中央の団体でございますので、これをそれぞれ地区の団体におろしましていま御検討いただいておるということでござります。

ただ、事例的には、たとえば福島県のすでに雪

○藤原房雄君　被害の実態も明らかでないといふことで、これからだんだんその実態も明らかにならる。そうすると被害額も、わずかの間にどんどん被害額が判明いたしているようでありますから、われわれが考へていて以上に相当深刻な問題とし提起になるだらうと思ひますし、地元でもそれなりにいろいろ努力をいたしておるようでありますが、政府としても、農林水産省としてもせっかくの消えておるところで、用材にとれるものについてはすでに整理を進めておるという森林所有者であるように聞いております。

現在、こういう森林被害を受けた方々で公庫の融資を受ける、または林業改善資金等でやろうういう、こういうことで積極的な相談や何かもあるんだろうと思うんですけれども、このあたりどのようにも林野庁なんかおつかみになつていらっしゃるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(須藤徹男君) 国産材振興資金につきましては、国産材の素材の引き取りと素材生産の両方に分かれていますが、それそれ合理化計画の認定を受けた森林組合等が対象になるわけでござりますが、運転資金でござりますから、短期期では一年以内、あるいは長期では五年以内といふことでございますが、一件当たり五千万を限度としております。

この件につきましては、この国産材振興資金につきましては、県とそれぞれの出資によりますので、県によって金融を受けるわけでございますので、県によ

森林所有者が入りやすいような環境づくりが必要であるということと、それぞれ努力をしてきておるわけでございますが、制度が二つあるということでおるでござりますが、制度が二つあるということでおるで、一つはどちらへ入ったらいかというような問題もあるわけでございますので、そういう点をもう少し共同戦線を張りながら、どちらへ入っていいのかなればならぬと思っておるわけでございまして。今回、そういうような国営保険なり共済の方の問題は、基本的に今後時間をかけて検討し

なきやなりませんが、さしあたり国営保険なり共済が共同して、今回の災害を契機といたしまして、できるだけ全員に加入していただくような強力な運動を展開していくかなければならぬというふうに考えております。

国営保険につきましては、具体的に森林所有者にカードを配付したり、パンフレットを配付したりいたしまして、一朝災害あつた場合にはどんな損害になるかということを御認識をいただきまして、今後人工造林があえていくわけでござりますから、災害の補償ができるような措置をどうしてお考えにならぬかといふことを御認識をいただきたいと申します。

○藤原房雄君 これも山林所有者からいたしますが、最近非常に言われるようになつたわけではあります、これは国民的な立場といいますか、農林水産省といいますか、全体から見ますと、緑の効用といふことや山林の持つ公益性といふことについても、個人の資産といふ見方がどうしても根底にある。それは当然のことですが、しかしそういうことだけで今までのような考え方をずっと踏襲してしまふと、どうしてもこういう保険にしろ何にしましても、山林所有者というのは三十年、四十年たなけりや資金として当然入らぬというわけでありますから、期間が非常に長い。こういうことであるべく手をかけずに、お金をかけずにというふうに流れてしまうのは当然だと思います。かけやすいというか、山林所有者の所得の現状に即した保険の設定といいますか、こういうものも十分に時代の推移の中で、今回の被害を一つの教訓といいますか、十年以上のものについては国営保険というのは率が非常に低いといふこの現状にかんがみまして、ぜひこれは検討しなきやならない大事なことだらうと私は思つてゐます。おたくからもつた、農林水産省からもつたやつで見ましても、福島県で五階級になります

と、国営は一%。この五階級ぐらいになりますと大体入つておるのが少ない。全体でもちょっと少なくなります。それから四階級で福島は、比較的いい方ですね、一〇%、それから共済が九%。岩手県なんか国営は五%，そのかわり共済は一八%。されども、福島は国営と共済と合わせても一九%。新潟になりますと一四%。

地域の物の考え方といういろんなことがあるのかもしれませんけれども、またいまお話しありますように、国営と共済とのバランスといいますか、両方どういうふうにするかというような、こ

ういうことももちろん地元でもいろいろあるのかもしれませんけれども、地域によつてすごく格差があり、また国営といふのはどつちかというと共済よりもずっと低い現状にあります。こういうこと等考え方合わせまして、ぜひひとつ森林国営保険につきましては、山林所有者の現状に即したものに検討いただきたい、こう思ふんです。これは要望だけいたしております。

それから被害木についての山林所得の課税上の扱いについて、これは大きい面積を持っておられる方もいらっしゃいますが、統計等を見ますと比較的小さい方が多いんですね。山林所有者というのは、大きな農家でもない、山林事業といふ方はいらっしゃるかもしれませんけれども、比較的小規模といふか、そういうふうな方々で、山林所得においても、非常に限界があつて、このたびの被害におきまして山林所有者を守るために課税上の問題についても配慮しなきやならない。こういうことについても林野庁としては実態を把握しながらそういうふうでいろいろ検討なさつてあるんだろうと思ひますけれども、これはどうですか。

○政府委員(須藤徹男君) いまお話しの点につきましては、昨日の衆議院の災害対策特別委員会小委員会におきまして、被害木についての山林所得税の課税上の扱いについては特に配慮するよう検討するというふうなお決めがござります。現在、私どもいたしましては、概算経費といふ控除は比率でやるわけでござりますから、たとえば一千萬の所得があるといつたしますと、その三〇%ということになりますと三百萬の控除ということになるわけですが、今回のように被害を受けた林分がたとえば百万円の収入がありました際にも、それが百萬円の収入がありません際にも、手帳なんか国営は五%，そのかわり共済は一八%ですけれども、福島は国営と共済と合わせても一九%。新潟になりますと一四%。

地域の物の考え方といういろんなことがあるのかもしれませんけれども、またいまお話しありますように、国営と共済とのバランスといいますか、両方どういうふうにするかというような、こ

ういうことももちろん地元でもいろいろあるのかもしれませんけれども、地域によつてすごく格差があり、また国営といふのはどつちかというと共済よりもずっと低い現状にあります。こういうこと等考え方合はせまして、ぜひひとつ森林国営保険についても、以上ですが、大臣、お話し申し上げましたように、去年の十二月の二十三、四日に被害があつてからもう三カ月たつてゐるわけであります。いわゆる激甚災の発動がない、また雪の下に埋もれて実態が把握されていないということのために、いろいろな障害があつて去年の冷害の比ではない現状にあります。そしてまた、春先それ相応の措置をいたしませんと、山火事とか病害とか、いろいろな被害が予想されるわけでありまして、ぜひひとつできるだけ早急な対処をしていただきたい。来月いっぱいまで大体指定のことについては決着がつくようありますけれども、それまでにできることについてはひとつ御努力をいたさきたい、このことを強く申し上げて森林被害のことについては終わりたいと思います。

次、この前の予算委員会のとき大臣に申し上げたのですが、去年の二十三、二十四日、宮城県と三陸沿岸は大変な漁業被害がございまして、私もそれを目の当たりに見ましたから、この前御質問申し上げたんですが、漁業共済問題でございます。いろいろ御努力くださつて漁業共済の制度ができたわけですから、年月たつうちに実態にそぐわないような問題が出ているのでこの前問題提起を申し上げたわけであります。大臣

私はこの前問題提起申し上げたのは、組合一括方式の問題点で、十二月二十三日のあの台風により風を強く受けた湾と比較的風の被害のなかつたのとあります。しかしそれは風向によって全部ということではございませんで、ある一部がもう壊滅的な打撃を受けた。しかし組合として全体を見ますと、それは風向の悪かったところが被害を受けたのとあります。

私がこの前問題提起申し上げたのは、組合一括方式の問題点で、十二月二十三日のあの台風により風を強く受けた湾と比較的風の被害のなかつたのとあります。しかしそれは風向によって全部ということではございませんで、ある一部がもう壊滅的な打撃を受けた。しかし組合として全体を見ますと、それは風向の悪かったところが被害を受けたのとあります。

この組合加入ということは、いままで掛金のことなどをどうするかということでいろいろ問題になつてきました。家族労働ですから家族が何人働くかといふことや、それぞれの力に応じて水揚げも違いますし、掛金をどうするかといふことは、そういう実態の中で、また被害を受けたときにはそれが水揚げ高によって保険がおりるわけですから、どちらかといふことだけで案分するといふことでいいかも、どこの家庭が何人でどれだけの水揚げがあるかといふことだけで案分するといふことでいいかも、どこの家庭が何人でどれだけの水揚げがあるかといふことだけで案分するといふことでいいかも、どうかといふことで、漁業組合としましても、掛金かけるにしても、それから共済金がおりてもお

うことをお話しになつております。

これはちょっと大臣考え方違ひしているんじやないかと思いますけれども、この前時間がなかったから余り言いませんでしたけれども、漁業権については第一種漁業権と第二種漁業権というのがございまして、第一種漁業権と第二種漁業権といふのは、どちらが管理し、これは天然物が中心になつております。

りた金額をどうするかという案分につきましても、それぞれ地元ではこれは大変問題になつてゐるところなんです。そういうことから今非常に被害も大きかったということで私はこの前申し上げたんですが、被害の大きいこの第二種の方、養殖漁業の方につきましては、この漁業権使用料を払つてやつておるわけですから、そこで一人一人の方々が漁業権といふものに縛られずに水揚げをそれぞれの力に応じてやつておるわけですから、個人で加入することは何ら差し支えないとと思うんですけれども、ちょっとと……。

○國務大臣(龜岡高夫君) この共済制度を本当に

漁業者のものにしていくというのが大事なことでありますことは申すまでもありません。今日、昨年の災害に際しても、適宜適切な補償制度活用が

できたあれだけの制度今まで育て上げたのも、そのときどきによつてぐあいの悪い点、農家のためにならない点等は、何回か改正をしてそこまで整備をしていつたわけございます。漁業共済におきましても、いろいろ経験を経ながら不整備な点は整備をしてまいりというふうにいかなければならぬと考えております。御指摘の線につきましても、この前御答弁申し上げましたように困難な情勢もあるわけありますけれども、しかしその困難を排除して、そして共済制度の健全な運営ができるようにしていくことが私どもの責任でもありますので、その点十分今後も検討してまいりたいと考えます。

○鷹原農雄君 漁業権のことについて大臣のお話はそれでそのとおりなんですか、大きな障害になるものはない。ただ、これを変えるといふことでありますといふなことを検討しなければならぬだらうと思います。ただ、実際には非常に養殖が主体になってまいりました。天然物よりも養殖が主体になりました今日におきましては実態が変わっておるということで、ぜひこれは検討していただきませんと、漁民のための共済、こういう被害を受けたときの実態に合わないんだということで、ぜひこれはひとつ、いま大臣も答弁

ございましたが、御検討いただきたい。

それから最後に酪農のことについて申し上げた

いと思いますが、これはいま非常に大きな課題

で、また同僚委員からもお話をあらうかと思いま

すが、先月私ども東北へ、北海道へ参りまして

いろいろ調査をいたしましたが、実態の把握とい

うことが、農林水産省の実態の把握が非常に甘いん

じやないかと、そういうことを痛感いたしました。安易

に実態の把握、そこからは厳しい対処というもの

は出でませんから、こういうことで現地北海道

や、道の農業会ではその実態を把握しようとい

うことで、いろいろ検討しておるようでありますけ

れども、農林水産省としましても、今日の経営状況、資材の高騰、乳価の三年、四年据え置き、こ

ういう中で悪戦苦闘していらっしゃる酪農民の実

態というものは、数字の上からいたしましても、抽出の状況にもよるだらうと思いますが、非常に実態に即してないということを私ども痛感いたしました。ぜひひとつ実態把握を正確にしていただけでございます。漁業共済において、適切な処置をしていただきたいものだと思います。

それで、ヨーロッパで少なくとも二百年、三百

年かかつて今日の酪農が経営されている。根釗

原野で二十年かそこらで他国に劣らないだけの規

模と多頭飼育をしようというわざですから、当然これは無理もかかっているわけでありますし、それはそれなりの対処の仕方がなければならないのは当然です。農民の方々も少くともあと五六年われわれに力をかしていただければ何とかやつていいける、こういう声もありました。急激な高度成長の陰で酪農に対しても多頭飼育を指導し、今まで規模拡大をしてきた。こういうことで、経済変動の激しい中ですから、いま一つ大きな波をかぶつているといいますか、こういう実態であることは、ぜひひとつ数的なものもあわせてしつかりつかんでいただいて、適切な処置をしていた

べきだと思います。

○國務大臣(龜岡高夫君) 御指摘の点、私どもも

実は深刻に受けとめておるわけでございます。そ

ういう厳しい環境、厳しい情勢の中で、法律に基

づきまして今月中に乳価の決定もしていかなければならぬ。こういうことに相なつておるわけでござりますので、その辺も十分考慮をしながら適正な乳価決定をしてまいりたいと考えております。

特に、大家畜は何といつても優良なる牧草とい

うものが要る。私はいつも申しておるわけあり

ますが、そういう面において、だんだんと大規模

経営の方々は牧草の重大性を十分認識されて、い

ろいろと工夫をいたしておるわけでありますけれ

ども、國の機関におきましても、優良な牧草の研

究と申しますが、品種改良と申しますか、日本の

風土に合った優良な、栄養価値の高い牧草を造成

していくということが、日本の酪農を非常によく

していく一つの要因ではないかといふような感じ

も持ちまして、そういう面に対する努力も政府と

しては十分させていただいている。こういうこと

を申し上げまして、酪農家の諸君に酪農経営の意

欲を失わしめないような方策をとるよう銳意い

ま検討をいたしておるところでございます。

○鷹原洋君 非常に厳しい情勢下にあるこの日本農業に対して大臣は深い理解と关心をお持ちであ

る。これは国民にとって、また農民にとって大臣

に対する期待は大きいわけでございますけれども、最初にお伺いしたいのは、農林水産省は昭和

五十四年度の農家経済調査を発表しました。それによると、農家所得は四・七%増加したけれども、農業所得は農業粗収益の三割強を占めるいわゆる稻作収入が減少したことに加え、果樹である

から、どこかに無理がいつておるといふことはもうよくわかるわけあります。したがつて、その

無理をほぐして、酪農経営の意欲を盛んにして挫

折感を与えないための施策というものを十分講じなければいかぬと、こういうふうに考えておるわ

けでございます。

それじゃ具体的にどういう施策を考えておるの

かと、こういうふうに言われますと、いま北海道

は出でませんから、こういうことで現地北海道

や、道の農業会ではその実態を把握しようとい

うことで、いろいろ検討しておるようでありますけ

れども、農林水産省としましても、今日の経営状況

は出でませんから、こういうことで現地北海道

や、道の農業

とか工芸農作物収入の減少、また畜産収入の伸び悩み、いまもお話しありましたけれども、こういふ影響で前年度に比べ五・八%の減少となつたと、こういうふうに発表しております。こうした現状から見て、今日の日本農業全体を大臣はどう受けとめられておられるか最初にお聞きしたいと思います。

○國務大臣(鶴岡高夫君) 御指摘のように、農業所得が落ち込んできていることも十分承知をいたしておるわけでございます。特に、いつも申し上げておりますが、日本のよきな高度工業国としておる諸君がなかなか所得の向上を図ることが困難な環境になつてきておるということでございまして、それなら農作物の価格政策によつてその点をカバーすればいいじゃないかという議論もありますけれども、しかしその政策をずっとつづけておりまして、もうこれまたある程度の限度に来ておるのではないかときえ思われるほど情勢になつておると、こういうことであつまつて、本当にまことに農業を取り巻く諸情勢は厳しいということであります。

したがいまして、この厳しい日本の農業をめぐる情勢の中で活路をどういうふうに見出していくかといふことで、農林水産省もいたしましても、お話をうながすけれども、しかしこの政策をつづけておる中で、もうこれまたある程度の度に来ておるのではないかときえ思われるほど情勢になつておると、こういうことであつまつて、本当にまことに農業を取り巻く諸情勢は厳しいということであります。

一方、輸入農産物というものが現に農林水産物資で三百億ドル近く入ってきておるわけでござります。これなんかも日本の農業に対して、農家に對して相当な圧力になつておる。こういう点を少しでも是正する努力を私どもはしていかなければならぬという感じがいたすわけでございます。

A S E A N の五ヵ国を今年一月回ってまいりましたけれども、話せば大体お互に了解し合える。お互いに努力をしても、その努力の結果がお

互いに消磨してしまふような努力よりも、長短相補うとも申しますか、有無相連するとでも申しますか、そういうふうに日本の農家なり向こうの農家の諸君が努力をしたかい、その努力に報いることのできるような生産関係を互いに話し合つてつくり上げていくというようなことができれば非常にいいのではないかという話をいたしたわけであります。

まず、農家所得全体の中での農業所得の分だけを感じて、今後いろいろ援助協力をする際にも日本農業と競合しないようにそれじゃやるから技術協力ををしてほしいというような要請が、これはもうアジアのみならず中国に参りました際にも、中國からもそういう点が真剣に強く要請をされてきておりますので、そういう方向に向かって最大の努力を行政府としては払つていかなければならぬということです。現在ヨーロッペのいわゆる擬装乳製品の問題につきましても、あるいはニュージーランドに対する畜産物の問題につきましては、やはりアジアのみならず中国に参りました際にも、中国からもそういう点が真剣に強く要請をされてきておりますので、それは農業所得でございます。御指摘のように、冷害等によります農作物の大規模な被害が影響しておりますし、かつ生産者価格が上昇しているというような面も反映しているかと思いますが、これは四月ないし十二月の間でござりますので、あと一二三月までまいりますと、災害によります収入減等の影響がまだ若干あらわれるかもしれませんので、これを一六・五からさらに若干上回るかもしれないという状況かと思ひます。

なお、災害と同時に天災融資法等も出ました

が、一方で共済金等の支払い等も行われまして、

したがいまして、こうした面を農家経済調査の同

じく四月一十二月の間で見ますと、共済金だけを

取り出すわけにはまいりません、共済金とかある

いは年金、恩給等の類、あるいは出かせぎ収入等

を合わせました部門がございますが、その部門で

は約一八・六%の収入増になつておるわけでござります。先ほどの農業所得と合わせますと一八%の減といふくなるわけでございます。

このほか、農外の所得につきましては、四月な

いし十二月の間に八・四%増になつております。

全体この期間を対前年同期で比較すると、農家

総所得としては四・一%の増と、こういうような速報値になつておるわけでございます。

○鶴岡洋君 わかりました。

あと次に、農業基本法と構造政策についてお伺

いたいんですが、今日の農業、農家をめぐるい

度の減少予測をしておられるのかお聞きしたいと思います。

○政府委員(渡邊五郎君) 農家経済につきまして、現在統計情報部の調査しております農家経済

調査によります速報値でお答え申し上げたいと思

います。これは速報値でございますので、昨年の

四月から十二月の間のことでございます。

まず、農家所得全体の中での農業所得の分だけ

最初に申し上げますと、農業所得は四月から十二

月の間で前年同期を恐らく一六・五%下回るとい

う計算が出でます。これは農業所得でございま

す。御指摘のように、冷害等によります農作物の

大きな被害が影響しておりますし、かつ生産者価

格も弱含みの状況であり、光熱費等の資材価

格が上昇しているというような面も反映している

かと思いますが、これは四月ないし十二月の間で

ござりますので、あと一二三月までまいります

と、災害によります収入減等の影響がまだ若干あ

らわれるかもしれませんので、これを一六・五か

らさらに若干上回るかもしれないという状況かと思ひます。

なお、災害と同時に天災融資法等も出ました

が、一方で共済金等の支払い等も行われまして、

したがいまして、こうした面を農家経済調査の同

じく四月一十二月の間で見ますと、共済金だけを

取り出すわけにはまいりません、共済金とかある

いは年金、恩給等の類、あるいは出かせぎ収入等

を合わせました部門がございますが、その部門で

は約一八・六%の収入増になつておるわけでござります。したがつて、いま五十四年の農家所得が減

ったということですけれども、もちろん五十四年

ども、御存じのようになりますが、昨年は冷夏

で非常に甚大な被害で、約七千億近くあつたわけ

です。したがつて、いま五十四年の農家所得が減

っている。その上に昨年はいま言つたように冷夏で

被害をこうむつておるわけです。こうなつてくる

と、農家の農業所得というのは大幅にことしまさ

れました減つてくるんではないかと、こういうふうに予

想されますけれども、農林水産省としてはどの程

わゆる經濟的、社會的環境というものは大きく変わつてまいりました。農業従事者が農村を離れ都会に移動し、また農産物の需要も非常に多様化して農業基本法の当時は高度経済成長政策が始まるうとし、そして十年経済は大きく発展をいたしました。一転して現時点においては低経済成長時代と、こうしたことになつてきたわけです。構造政策にののすとこれは異なるものがあると思ひますけれども、この農業基本法とこの構造政策、どのように位置づけをしたらよいのか、この点はいかがでございましょうか。

○國務大臣(鶴岡高夫君) 農業基本法は、天候、気象条件、いわゆる自然的不利な条件、あるいは経済的な不利な条件、社会的な不利な条件、そういう条件のもとで営まれる産業が農業である、したがつてこの農業を発展せしめていくための施策を示してある法律であると同時に、そういう中で所得を都市並みの所得に均衡していくとということを示してある法律であると同時に、そういう中で所得を都市並みの所得に均衡していくとということを目標にして農業政策を進めなさいと、こういうふうに理解をいたしておるわけでありまして、その意味においては、私は現在も農業基本法の存在意義というものは大きく、高い存在意義を持つてゐる、こういうふうに認識をいたしておるわけですが、ただ、農業基本法で企図しておりました適地適産、生産性の向上というふうな示された問題がなかなか今日になつても実現を見ておらない。農地法の問題、あるいは零細農業經營の実態、あるいは雇用の問題等いろいろな錯綜した問題等がなかなか今日になつても実現を見せておらない。農地終戦直後から高度成長に至るまでの間あつたわけでありまして、したがつて基本法に示してあるよなういわゆる目標というものがなかなか実現できなかつた面がある。それが日本の農業の今日大きな問題点として残つてきました。そこで去年、国会においてそういう点を考慮されまして、農用地利用増進法、農地法、農業委員会法の三法の制定並びに改正が行われたものと理解しておるわけでございました。

したがいまして、農業基本法は改正すべきであるというような意見は農政審議会においても出でおらないわけでありまして、その出ておらないということは、いろいろ問題が出ておる中で、この農業基本法改正の問題は農政審議会の中でも取り上げられてはおらないわけでありまして、やっぱりその存在の意義は十分認めておる。こういうふうに私は認識をいたしておるわけであります。そしてこの基本法の精神の上に構造政策を進めていかなければならぬ。これは並み大抵の安易な問題ではないというふうに心得てはおりますが、しかしこれは日本の農業を生産性の高いものにしていくという立場からも進めていかなければなりません。しかしこれを余り急速に進めてまいりますと、第一種兼業農家という問題等との調整といふ大変むずかしい問題もありますので、この辺を十分調整をとりながら指導してまいりたい。そして生産性の高い、足腰の強い農業経営ができるような方向に進めてまいらなければならぬなど、こう考えております。

うな視点を特に強調されておるわけでござります。

したがいまして、農業基本法は改正すべきであるというような意見は農政審議会においても出でおらないわけでありまして、その出ておらないということは、いろいろ問題が出ておる中で、この農業基本法改正の問題は農政審議会の中でも取り上げられてはおらないわけでありまして、やっぱりその存在の意義は十分認めておる。こういうふうに私は認識をいたしておりますが、そしてこの基本法の精神の上に構造政策を進めていかなければならぬ。これは並み大抵の安易な問題ではないというふうに心得てはおりますが、しかしこれは日本の農業を生産性の高いものにしていくという立場からも進めていかなければなりません。しかしこれを余り急速に進めてまいりますとしても、第二種兼業農家という問題等との調整と

うな視点を特に強調されておるわけでございます。お話を戻りますけれども、御指摘のような、わが国の農産物価格が国際水準からかなり高いといふような点は從来ございましたが、最近におきましては国内外の経済情勢の変化等もありまして、最近におきましては從来言われるよりはこういった点は是正されてきておるのではないかと見られております。国際価格水準に比べてある程度從来よりも高いが、これはわが国の食料品の価格の上昇は比較的少なくて、したがつて從来言われたようなことにはならない。また家計費支出の方から見ましても、食料品価格自体が家計への圧迫要因としては從来よりも相対的には下がつてきているように私ども見ておられます。

が、そういう意味においてももう少し強く話し合
いを進めていいんじゃないかな。こういっても私は

が、そういう意味においてももう少し強く話し合を進めたいといひんじないか。こういまでも私は思つておりますて、事務当局のバックアップをいたしておりますというところでござります。

話し合うこと、話し合いで言うべきことは言つて、そして日本の実態をよく相手に理解させて、そしてこれはもう一年、二年のことじやないんで、今後何十年も平和にお互いに生きていくうといふ、そういう立場でやっていくためには、話せばわかるんじやないかと、私はこういう感じがいたすわけであります。

と申しますのは、フィリピンでバナナの関税の問題があり、マレーシアに行つたときペイナップルのかん詰めの問題があり、いろいろその国々の要請がありますが、それに対して、日本でもいろ

が、そういう意味においてももう少し強く話しあって、そして日本の実態をよく相手に理解させて、そしてこれはもう一年、二年のことじゃないんで、今後何十年も平和にお互いに生きていくうといふ、そういう立場でやっていくためには、話せばわかるんじゃないかと、私はこういう感じがいたすわけであります。

と申しますのは、フィリピンでバナナの関税の問題があり、マレーシアに行つたときペイナップルのかん詰めの問題があり、いろいろその国々の要請がありますが、それに対して、日本でもいろいろ厳しい農業事情というものがあるんですよ。ミカンを二割以上、せっかくなりかけた木を涙を流しながら農家の諸君は切つてるんですよ。そういう中でも、国際関係の平和を願う日本だからあなたの国からもなるだけ買つてるんですよ。こういうようなことを言いますと、そういうことをはつきり言つてもらつた方がよろしい、われわれも将来の増産計画を立てるにしても、そういう面のことを十分あからさまにはつきり言つてもらつた方が先を誤らないで済むと、こういうことで非常に話が通つたわけです。

ニュージーランド、それから豪州の関係者が来たときも、私ははつきりとそういう点は物を言うてきておるつもりでございます。

まあ、いま折衝中でござりますので、こういうふうに申し上げても、結果が何だといっておしかりを受ける、こういうような結果にだけはならぬようにして、努力をいたしておるわけでござります。前年よりも幾らかでも少なくするという努力をしようということでやつておることを申し上げたいと思うわけであります。

○鶴岡洋君 いま大臣、してやられたと。してやられちゃ困るわけですよ。先ほど藤原委員の方からお話をありましたけれども、あれは山林の問題で

すけれども、この酪農の問題にしても、一月ですか、北海道へ行つたときにいろいろ実情を聞かしていただきましたけれども、そういう輸入の問題によって非常に犠牲になつてゐる人がたくさんいる。そういうことでこの問題は、擬装乳製品の問題については国会で今まで何回も取り上げられてきた。しかし見るべき処置というのを見られなかつたと、私はこういうふうに言つても過言ではないと思うんです。

またもう一つ、地元の酪農家の声はどういう声かというと、いろいろありましたけれども、一滴も入れるなとか、そういうことを言つてんじゃない。日本の生産者を圧迫するようなことはしないでくれ、その程度にしてもいい。こういう声もありましたし、それから耐乏生活はする、また一生懸命がんばることもやる。しかし将来の展望が欲しいと、こういう声もありました。

中には、根室地区でござりますけれども、そこは酪農しかやる仕事がない。そういう地区でござりますので、もし酪農がこけたならば根室がこける。産業も、地場産業もそうでしょうけれども、教育面においてもまた生活においても大変な影響がある。それを政府がこういうふうにやれと言われたからそういうふうにやつた。ところが資材の高騰、ましてや借金を抱えて、前へも行けない、後ろにも下がれない、そういう状況になつております。

そこで、その一つの大問題になるのは、乳製品の規制だと思いますけれども、食用調整油脂、ココア調製品、この擬装乳製品の輸入規制でございますけれども、この問題について、いま大臣からちょっとお話をございましたけれども、ECとかそれからニュージーランド――まあ要請は行つてきてるとは私は思いますが、またそうしなければならないと思ひますけれども、かえつて実情はよけいに輸入されている、こういう実情でございます。この交渉などの程度進んでるのか、またどんな決意でどういうふうにやつたらしいのか、その辺をお聞かせ願います。

○國務大臣(龜岡高夫君) これはもう先ほど申し上げたような気持ちで事務当局が懸命の努力をしておるわけでございます。

いま折衝中の段階でございますので、具体的にいろいろ回答申し上げるところまではまだ話がまとまつてきておりませんので、事務当局の方からその辺の感じを御報告させていただきたいと思います。

○政府委員(森実孝郎君) ただいま大臣から御説明がございました調製油脂の輸入の抑制の問題でござります。

で、実は昨年の秋、ニュージーランドとECに對しまして、関税分類の解釈の変更により事實上IQに移すという通告を進めたわけでございますが、この通報に対してニュージーランド、ECから、絶対反対であり、ガットの場に強行する場合は提訴するという通知があつたわけでござります。

さらに、まことに不幸なことだつたわけでござりますが、昨年の十一月に開催されました関税協力理事会、いわゆるC.C.C.の品目表委員会におきまして、われわれの主張と逆の関税分類の結論が多数決で採決された経過がござります。

この結果、われわれの主張いたしますIQの主張は、いわば関税分類の解釈として行つておるというのではなくて、明らかに最も国際的に厳しい交渉である輸入制限品目の新設という形をとらざるを得なくなつたという状況に立ち至つたわけでござります。

○鶴岡洋君 酪農家が困つているのは、いろいろな面がありますけれども、この規制の問題がやはり一番大きな問題になるのではないか、こういふふうに思います。いま御説明がありましたが、確かに、歯どめをかけるということでお話をござりますので、形はどういう形かわかりませんが、とにかく誠意を持ってやつていただきたい。

具体的に数字をお聞きしますけれども、擬装乳製品の輸出国のうちニュージーランド、ベルギーが輸出量の九〇%を占めている、こういうふうに言われておりますけれども、その輸出相手国はどこになつていますか。

○政府委員(森実孝郎君) ニュージーランドから輸出につきましては、ちょっと古い七八年の数字しかございませんが、大部分が日本でござります。

増加している現在の調製油脂の輸入に対する合理的な歯どめをかけ、農民の諸君にも安心していただけるわけでございます。

そこで、私どもといいたしましては、主要輸出国であるニュージーランドとの交渉はあります。そこで、私どもといいたしましては、主要輸出国であるニュージーランドとの交渉を続けております。そこで、私どもといいたしましては、主要輸出国であるニュージーランドとの交渉はあります。

そこで、私どもといいたしましては、主要輸出国であるニュージーランドとの交渉を続けております。そこで、私どもといいたしましては、主要輸出国であるニュージーランドとの交渉はあります。

○鶴岡洋君 それでは、昨年一年間、五十五年の一月から五十五年の十二月、この間の乳製品の輸入状況はどうなつておりますか。その量と金額、そのうちのいわゆる擬装乳製品、これの割合はどうなつたのでしょうか。

○政府委員(森実孝郎君) まず、全体の乳製品の量で申し上げますと、一番大きな輸入量を持つておりますのはナチュラルチーズでございまして、現在具体的な仕組みについて詰めているところでございますが、ただいま大臣から御報告申し上げましたように、国際交渉の内容に応じてその仕組みを考えなければなりませんし、また現に交渉でございますので、詳細につきましては、三月中に結論を出したいと思っておりますので、その機会に御報告させていただきたいと思うわけでございます。

○鶴岡洋君 酪農家が困つているのは、いろいろな面がありますけれども、この規制の問題がやはり一番大きな問題になるのではないか、こういふふうに思います。いま御説明がありましたが、確かに、歯どめをかけるということでお話をござりますので、形はどういう形かわかりませんが、とにかく減少になつております。

これに対していわゆる擬装乳製品という範疇のものでございますが、調整食用油脂につきましては、五十四年が二百二十三万トン、五十三年が二百二十五万四千トンでござりますから、かなりの減少になつております。

乳製品全体としての輸入量は、生乳換算で統一的に申し上げますと二百六万三千トンでございまして、五十四年が一百二十三万トン、五十三年が一万七千トン、生乳換算で十五万六千トンとかなりの増加をつておりますが、ココア調整品の方は、これは年度によつてかなり動いておりますが、従来どおり無糖のものについては行政指導で大体横ばいという指導をしておりますし、その結果といたしまして、輸入量は前年の約一万九千トンに対し一万九千八百トンと、四%の増になつておりますが、これはココア製品全体の輸入が大体伸びておられますから、一番低い伸び率になつております。

全体を合計いたしますと、五十四年度の乳製品関係のいわゆる擬装乳製品を含めました輸入量は

二百五十六千トンだったわけでございますが、本年、五十五年は二百三十八万一千トンと約5%の減、十二万五千トンの減になつております。

○鶴岡洋君 その数字はわかりました。いわゆる輸入乳製品の生乳換算で先ほどおつしやったと思ひますけれども、その合計の金額と、そのうちいま言つた擬装乳製品の割合はどうぐらになつてゐるか。大ざっぱで結構です。

○政府委員(森実孝郎君) まず、輸入金額について申し上げますと、全体の合計は、一九八〇年の金額では九百十四億一千万円という輸入金額になつております。

それからそれぞれのシェアでございますが、割合で申しますと、実は先ほど申し上げましたように乳製品全体、調整油脂等の擬装乳製品も含めました輸入を一〇〇として計算いたしますと、一番大きいのがナチュラルチーズでございまして、これが四二%、それからその次が飼料用の脱粉でございまして二二・六%、その次が食用粉乳で八・九%、それからその次が乳糖でございまして八・七%、それからいわゆる擬装乳製品でございますココア調製品が六・八%、それから調整食用油脂が六・六%という数字になつております。

○鶴岡洋君 それでは、この輸入をするのは商社でしようけれども、農林水産省としてこの擬装乳製品を輸入している関係会社をどの程度掌握しておられますか。

○政府委員(森実孝郎君) 私ども擬装乳製品として今日の状況のもとで歯どめをかけ国際的に処理しなければならないと思っておりますのは、いわゆる調整油脂でございます。調整油脂につきましては、輸入商社は十五社ぐらいございまして、ユーパーは非常に多數ございます。主力はお菓子メーカー、それから一割ぐらいが乳製品関係の事業者でございます。

その用途は、これは実は急速にいま御案内のように洋菓子と高級パン類の消費が伸びております。この種のものは従来マーガリン、ショートニング、特にショートニングが多く使われておつた

わけでございますけれども、量の拡大と同時に質の向上が急速に進みまして、より高級な調整食用油脂に切りかわつたという形になつております。

これにつきましては、まだ正式な発足というところではございませんが、私ども大体業界を五つ

グループに分けまして取りまとめをいたしました。協議会をつくるなどいう方向で現在行政指導中でございます。先ほど申し上げましたような輸入に歯どめをかけるための各種の手法を組み合わせた措置の一環として、どうしてもしつかりした組織的な行政指導が要るという判断を持っておりまして、そういう体制についても現在進めているところでございます。

○鶴岡洋君 商社がそうやって輸入するわけでございますけれども、現実の問題として、先ほど大臣の話じゃないけれども、安いから、もうかるから入ってくるんだ、こういうふうに思っています。この点について、農林水産省はどうちらの立場になるかと言えば、それは日本経済発展のためにもうけなければいけない。これもわかりますけれども、先ほど言つたように酪農関係の方は非常に厳しい状況にあるわけです。それが原因は規制だけではないけれども、そこに原因があると言つても私は差し支えないと思います。そういう点で、この商社に対して農林水産省は行政指導している、こういうふうに言つておりますけれども、具体的にはどういう行政指導を今までやつきましたか。

○政府委員(森実孝郎君) 私、先ほど申し上げましたように、今まで調整食用油脂については特段の行政指導はしておりません、いままでは、そこで、先ほど申し上げたように各種の手法を組み合わせて輸入の抑止を図るために、商社もユーパーの団体も、一つの行政指導ということをしつかりやれる体制をつらなければならぬといふことで、いま体制づくりをやつてあるわけですが、この問題はなかなか微妙でございまして、商社が入れて振り売りをするという形ではございませんで、商社が入れたものがマーガリンメーカーを通じて委託加工されて実は最終ニーザ

ーである洋菓子店に回つていく姿と、かなり大きな洋菓子屋さんが自分で加工するという形がありまして、商社とユーパーを分けて把握するのではなくて、それれつながりを持つてゐるわけですから、一体的に把握することが必要である

といふうに見ていくわけでございます。

なお、何と申しましても、実は現在日本のバタードの価格が百十五万円ぐらいの価格になるわけ

ございますし、国際価格が四十万円という実態があるわけでございます。そこら辺の格差もあることと、それから先ほど申し上げましたように、実は乳製品の輸入については、バター、脱粉は現在輸入しております。一元輸入で、もう輸入はしま過剰でございますからしておりません。そういう状況があるために、輸出国側からバターを貢つてほしいという相当な圧力がある、それは断つてほきたいという状況もあるということも無縁ではないだらうと思つております。

しかしいずれにせよ、先ほど申し上げましたような状況のもとで組織的な組織づくりをやって、その上で行政指導する、それと他の手法を組み合はせていく、輸出国には節度ある輸出を約束されるという方向で現在努力中でございます。

○鶴岡洋君 それでは大臣最後に。

いま言つたような状況でございます。特に四年間にわたる加工現料乳の保証価格が実質的には据え置きになつておるわけです。その上、先ほどからいろいろ語話があつたように、多額の負債を抱えている、飼料は上がる、その上原材料も上がる。

○鶴岡洋君 それでは大臣最後に。

同時に半減しておりますし、労働報酬も非常に上がってきたという趨勢、流れの中にあつたわずかに少生産過剰をもたらすような刺激的な乳価でございます。そういう状況から見ますと、むしろ多生産過剰をもたらすような効率的な乳価ではないかといった見方も一方において有力にあることは私、否めないだらうと思います。

そういう意味において、ロングランで見た需給の均衡を図れるような乳価政策を今日考えていくこともまた同時に必要なことだらうと思っております。いずれにせよ、これから十分検討いたしまして、大臣の御判断を得て方針を決めたいと思っております。

○下田京子君 最初に森林被害についてお尋ねいたします。

折損木処理等については議員立法で検討しておりますので省くことにいたしまして、今回の森林

被害が非常に大変なものであるということはもう大臣も御承知だと思います。特にその面積は三月十六日現在でも七万七千ヘクタールにも達している。これはちょうど毎年造林していく面積の一・二倍、いわゆる二割増しというような状況でございまして、大変なものであるわけですね。復旧造林の問題がいろいろ言われておりますけれども、苗木はどうするんだ、あるいはまた今までの予算の中でやれるんだろうかということで、造林そのものについていろいろと皆さん方から要望が出てきているわけなんです。

そこでお尋ねしたいことなんですが、市町村あるいは都道府県では、災害復旧造林の指定を受けるために被害状況、そして復旧計画を提出するわけですね。しかし国としては既存の予算の中ですそれを処理するというふうなことであつたならば対応できないんじゃないかというふうなこともありますし、一つは苗木の需給計画を国自体も持つてほしいし、また復旧造林の計画も市町村、県任せではなくて、国自体でもどうかということを考えてほしいし、同時に予算についても途考えてほしがたいということをまず一つお尋ねしたいと思います。

○政府委員(須藤徹男君) 言話のとおり、今回の被害は相当な面積に及んでおるわけでございまして、これを経常の経費でやるということはまことに不可能でございます。したがいまして、五十六年度につきましては、五十六年度の予備費をもつて適正に処理するという考え方でおるわけでございます。

それからお話しございました復旧計画でございまますが、被害県からの森林災害の復旧計画を求めて、林野庁といたしましても計画的に復旧事業を実施していきたいというふうに考えております。

○下田京子君 もう一点お尋ねしたいのですけれども、林業改善資金五十五年度予算で総額七十億だと思いませんが、その中で被害森林整備資金額は三億だったと思います。五十六年は五億程度予算

を組んでいるんじゃないかと思うんですけれども、これも同じように資金枠の中ですけれども、これも同じように資金枠の中です。

本当に醸農経営というのは大変な状態になつていています。

○政府委員(森美孝郎君) 非常に悪い、醸農経営が困っておられる例をお話しさいました。私が困っておられる例をお話しさいました。私は

付で企画課長名で通達等をお出しになつておりますけれども、今までの資金枠ではとうてい足りない。福島県の場合を申しますと、全体的な予算を聞いているものですから、県はまあ一億程度いなければ、こういうことを言っているんですけれども、東白河郡の非常に被害の多かった古殿町というところは、そこだけでも一億数千万円、これは無利子ですし、一ヘクタール当たり百二十万円というふうなこともございますので、ぜひ枠をふやしてほしい、こういう強い御要望がございましたので、それもあわせて検討していただけるかどうか御答弁いただきたいと思います。

○政府委員(須藤徹男君) ただいまお話をございました林業改善資金の被害森林整備資金、実はこれは先生御承知のとおり、マツクリムシの跡地整備のための資金であったわけでございますが、今回こういう豪雪でございますので、これにも適用していただきようにお話を申し上げまして、実は五十六年度は一応五億といふことがあります。これが別に五億といふように固定をしておるわけではありません。したがいまして、今後の五十六年度は二百五十九戸あります。それが五十五年になりますと九十八戸増します。これが五百五十七戸になった。じや黒字の方はどうかと言えば、逆に五十四年は二百五十一戸で、五十五年になりましたら百三十戸と減つてあるわけですね。

そういう状況の中で緊急な金融対策を五十二年、五十四年、五十五年といろいろやつてきておりますけれども、本当にこれだけじゃどうにもならぬということで、具体的に据え置き一年、そして五カ年償還というようななかこだれども、たとえば五年据え置きの償還十五年といふような資金を考へられないかというふうな御意見が一つ出でております。それからまたもう一つ、いわゆる五カ年償還といふようななかこだれども、経営資金、運輸資金ではなくて設備資金で、四十年以降のオイルショック後やつてきたものについては多大な投資がかかつているんです。そういう焦げつきの固定のものがあるわけです。これに

えられないか具体的にお聞きしたいと思います。

○政府委員(森美孝郎君) 非常に悪い、醸農経営が困っておられる例をお話しさいました。私が困っておられる例をお話しさいました。私は

もも全道的にも、また先生御調査の別海町の件についても伺っております。私も率直に言いまして、生乳生産が計画生産に移行している状況や乳価の低迷から醸農経営が悪くなっているというこのことをちょっと局長さん言わされましたけれども、実態はどうかと言えば、五十五年の十二月末現在の調査によりまして、五つの農協で農家戸数が四百三十一戸あるんです。負債総額が四百五十七億五千円、農家一戸当たりにいたしますと約三千二百万円。組合勘定の赤字ですね、これは総額で三十六億円で、一戸平均にしますと約二百五十万円なんです。これは五十五年の醸農経営の推進資金約二十四億円、これを導入した上での赤字分であるということなんです。また標茶町にまつた林業改善資金の被害森林整備資金、実はこれは先生御承知のとおり、マツクリムシの跡地整備のための資金であったわけでございますが、今は總額で三十六億円で、一戸平均にしますと約二

百五十万円なんです。これが五十五年の醸農経営に入った負債の償還が資金繰りの上で非常に困難な状況になつてゐるという事実は、私どもも事実上同じようにお話を伺いました。これは行きまして同じようにお話を伺いました。これは政府、農水省でも御説明聞いていたというお話を伺いました。この組合が赤字農家でどのくらいになつた。それが五十五年になりますと九十八戸増しました。それが五百五十七戸になつた。じや黒字の方はどうかと言えば、逆に五十四年は二百五十一戸で、五十五年になりましたら百三十戸と減つてあるわけです。

結局問題は、先ほどの御指摘にもございました

が、要するに低成長へ移行したその過程で償還期に入った負債の償還が資金繰りの上で非常に困難な状況になつてゐるという事実は、私どもも事実上同じようにお話を伺いました。これは行きまして同じようにお話を伺いました。これは政府、農水省でも御説明聞いていたというお話を伺いました。この組合が赤字農家でどのくらいになつた。それが五十五年になりますと九十八戸増しました。これが五百五十七戸になつた。じや黒字の方はどうかと言えば、逆に五十四年は二百五十一戸で、五十五年になりましたら百三十戸と減つてあるわけです。

そういう状況の中でかなりのものについて非常に憂慮が必要があればこの融資についても先ほど申し上げましたように根をおろしていくその状況を見ながら、必

先ほどの大臣のお話にもございましたように、農水省といたしましても腰を据えた対策を考えなければならぬと思っております。当然その議論の過程において、いわば据え置き期間をどうするかとか、あるいは償還期間をこのままいいのかどうか、そういうこともすべて含めて判断しなければならないと思っております。要素として、検討の課題として受けとめさせていただきます。
○下田京子君 検討するし、対応は考えているということですから、時間もないのでも深くは申し上げませんが、ただ一つ、地域によりということでは、別海町というところは酪農で生きているようなら、商店の方も労働者もみんな一緒になって要望されていることも御承知だと思います。
そこで大臣にこれは聞きたいんですけども、いま局長が資産もふえているんだよということですけれども、資産はできた、しかしそれは借金によってなんです。そうすると、その借金返すのにどうしたらしいかということで、酪農家のお母さんとの声なんですかねども、一日も休むことなく働いてきたと言うんです。しかし乳価はもう実質四年間も据え置きでしよう。ところが、電気は上がる、それから油代は上がる、機械は上がる、えさは上がる。そういう中で乳もしほれない。本当にどうしたら借金返して赤字を出さない経営ができるのか教えてほしい、こう言うんですね。
ですから、いま検討しているということですねども、そういう実態にこたえられるような乳牛が決してに当たつていただける決意を大臣にお聞きしたいと思います。

おもしろいものがひしひしと経営に大きな圧迫となって農家を苦しめておるということも事実でございます。下田委員も御承知のとおり、私も麓山の酪農家の話をよく聞きました。本当にどうしていいが途方に暮れているほかないと。しかし男としてやつた以上は愚痴を言わずにやり遂げたと、こういう切々たる声も聞いておるわけでござります。そういう中で乳価決定をしなければなりません。今までのうちで今度ほど厳しい環境というものは私はないんだろうと思ひます。

これはヨーロッパがなぜみんなに夢中になつて本気になって日本に乳製品を売りつけようとしているのか。おとといドイツから来た村長さんに会つたら、私の顔を見るなり、もうドイツでは牛乳の洪水です、バターが山のようになつちでもこつちでも積まれております、日本でバター買つてくれださいと、これが一番先のあいさつ。それほどヨーロッパでは乳製品が生産過剰になつておるということが想像つくわけであります。

その圧力もそうかといって受けけるわけにはいきませんから、先ほど来申し上げておりますとおり、ベルギー等に対して、EC等に対しても厳しく日本の立場を説明をしながら調整をとろう、規制をしようと、こういう努力をいたしております。

が、これに業界が全然協力しようという意向さえない。それで結局話がめになつて、生産者だけでもうと、こういうことになつておるわけありますから、これはやっぱり業界を強力に行政指導して、国の、われわれの政策にある程度協力してもらうような方向を要請しなければならぬと、こう思うわけです。

それにつましても感じますことは、本当に日本の酪農家が負債整理をして、そうして伸び伸びとした北海道のあそこで草を上手につくって、そしてヨーロッパのコストに負けない牛乳をつくつて、そうして自動車がヨーロッパに攻め込んでいくようになつたときに、牛乳がヨーロッパに攻め込んでいくくらいの意気込みまでなれないものだらうかと、夢を見たり、そんなことを考えたりするわけござりますが、そういう繰り言を言つてもしようがありませんので、それはしかし私はできない相談じやないというくらいの気持ちを持つて業界の指導に当たらにやいかぬと思うんです。これはそんな気持ちで実はやつておるわけでございまます。

去年I・Q制にするために相手国に通告をさせたときなんかも、私はそのくらいの気持ちで実はやつておるわけでございますので、ひとつ御協力をお願ひいたします。

○下田京子君 本当に大臣の夢と希望と抱負が語られたわけですけれども、日本の牛乳の過剰問題というのはお米とちょっと質的に違うことは大臣はもう重々御承知だと思いますね。年間の生産量が約六百五十万トンというふうな中で、先ほども事務当局からも御説明がございましたけれども、輸入されてくる乳製品等々を生乳換算すれば二百五十万トン前後ですから、自給率はどういうことになるかと言えば、これは約七割というふうな形になるわけですね。だから本当に輸入問題とというのは深刻になつていると思うんです。だからこそ大臣は決意を新たに臨んでいるんだと。その望みがかなえられるようにお仕事をしていただきたいと、また大臣のお役目でもあると思うわけでありま

具体的にお尋ねしたいんですが、一つはその中で問題になつております調製食用油脂の扱いなんですか。これほど日本向けに輸入されてきているわけでしょう。これを開発されたのはどこかといったら三井物産のようですね。実際に輸入を受け入れているところはどこかというと、輸入のトップが大阪に本社がある今中というところで、第一番目が三井物産、それから次いで東食、住友商事、三菱商事、この五社だけで全体の輸入の八〇%を占めていると、こういうふうに言われております。

そこでちょっとお尋ねしたいんですけども、ECの中でもいまいろいろ説得しているんだというわけですが、具体的にベルギーの場合ですと、日本貿易振興会の調査によりますと、バター、マーガリン、調製食用脂、その他の食用脂に関する一九三五年七月八日付の法律というのがありますて、その第十三条规定、乳脂肪一〇%以上含む調製食用脂は輸入、製造、販売、陳列はもちろん、販売用に在庫または輸送し、あるいは流通させることを禁止するというふうに言つてあるんですね。これは事実かどうかということを一つ。

それから同じくECの中で、ちょっと大臣も言われましたが、西ドイツやオランダ、フランスの国内規制はどうなつてあるのか。

○政府委員(森英孝郎君) ECの内部でそういった国内規制をやつておりますのはベルギーと西ドイツでございます。ベルギーはまさに先生御指摘のように、乳脂肪一〇%以上のものは製造、販売を禁止しております。それから西ドイツはやはり製造、販売をこれは乳脂肪の含有率のいかんにかかわらずやっております。なお、ニュージーランドは国内の製造、販売については許可制をとつてあるという実態があります。

私どもも実はこの点を論廻として輸出の自粛ということを強く求めている、あるいはまたIQを過去に主張したと、こういう経過があるわけでござります。

すか。

○政府委員(森実孝郎君) フランスとオランダは特別の規制はやっていないようございます。私どもも全部の国については資料を持っておりませんが、フランスとオランダは特にやっていないようございます。——失礼いたしました。フランスにつきましては、乳脂肪率四・一%を超えるものについては製造、販売を禁止しております。

○下田京子君 これは大臣にお尋ねしたいんですけれども、いまお聞きのようにニュージーもECの幾つかの国も、主な国が自国では禁止をしている。そして日本の要求にはなかなかこたえようとしない。これはやっぱり問題であると思うんですね。

で、私たちの調査では、ベルギーでは消費者保護の立場から国内規制をしているというような話を聞いているんですよ。この辺の実態を御調査いただきながらお話をこれから進めていっていただけるか、そして実効ある措置を期待したいと思うんですけども、いかがでしょう。

○政府委員(森実孝郎君) ただいま申し上げましたように、ECの中、全部ではございませんが、先生御指摘のありましたようなベルギー、西ドイツ、オランダ、フランスについては、それぞれ多少の差がございますが、国内規制をやっているわけでございます。一方、輸出は、ECからの例で言葉ならば、日本とソ連に集中しているという実態があるわけです。ニュージーの場合は自分の国は輸入許可制——事前審査といふか、要するに許可制になつております。日本と周辺諸国に輸出しているという実態があるわけでございます。

そういう意味では私どもこれを根拠として交渉のてここにしていることは御指摘を待つまでもなく事実なわけでございます。
ただ、私これは消費者保護と言えるのかどうかは、法律のたてまえは別といたしまして、どう簡単ではなくて、從来の歴史なり伝統なり、あるいは農業政策の問題であろうといふうにそんたくをしております。わかりません、そこは。しかし

そうそんたくされるところがたくさんあるわけでございます。

ただ、わが国の消費事情で非常に違う点は、現バターに対してもマーガリンがかなり強くなっています。品質がよくなつて、これは先生も御案内だと思いますが、小売価格でもバターと同じ価格のマーガリン、むしろ高級ものが売れている

というふうな実態まで生まれつあるわけでございます。また表示の方も実は、たとえばコーヒーのミルクにいたしましても、そういったコンバウンドバター等につきましても、しっかりと植物油脂ということを表示して売らしておなりまして、それは完全に守られているし、そのことが実は消費抵抗になつてない、むしろ最近では逆転している。こちら邊に消費生活の変化といふものをどうくみ取るかというむずかしい問題があるだらうと思ひます。

○下田京子君 調査はもとよりですけれども、大臣が言われた基本的にはIQ化の方向を断念することなく、さつきも言われていますが、まず政府部内でいま統一を図つているということですから、ここで大臣に延々とお話しのとく時間がなくなつちやうんで、そういう方向でやつていただけるということを期待しましてこの点は終わりたいと思うんです。

○政府委員(森実孝郎君) 五十四年と五十五年度の二ヵ年に全国の幼稚園、老人ホーム、妊娠婦等に対しても消費拡大の一環として事業を実施いたしました。五十六年度につきましては、これは実は一般会計の予算で実施しておりませんで、畜産振興事業団の特別助成事業として行つております。それで、財源事情もありますので、できるだけ前向きに取り扱いたいと思いますが、なお検討中でございます。

○下田京子君 検討中だけ前向きで取り扱うとお聞きしましたら、全國で一万四千三百八十一園ある中で六千九百五園、いわゆる六千九百五カ所の幼稚園がやつてある。普及率約五割になるわけですね。だけどあと五割はやられてないといふことで、東京都牛乳普及協会が最近アンケート調査を実施したものがあるんです。御存じかどうかは、厚生省の方お見えだと思うんですけども、保育所の措置費の中に、三歳未満児の場合には生乳を盛り込んでいるけれども、三歳以上児は脱粉というふうな形になつてゐるわけですが、これは検討するようなどうかは

一千ほどございますが、そのうち脱脂粉乳を使用しております施設が約一万五千カ所でございます。それからこの制度、事業を知らぬと答えているのが何と七一・三%あるんですね。で、アンケートとりましたから、じゃ今度この制度を活用するかというふうなことについては四八・二%、お湯三三・一%。これだけで八一・四%占めている。それからこの制度、事業を知らないと答えているのが何と七一・三%あるんですね。で、アンケートとりましたから、じゃ今度この制度を活用するかというふうなことについては四三%なんですね。制度活用をなぜしないかといふふうなことについては、一つは取り扱いがめんどうだと答えたのが二三・二%、それから量が多いと言われたのが二一・二%だということなんですね。二三%なんでも、普及協会任せではな

くて、こういったことをよく踏まえて文部省とも協議しながら、もちろん継続もし、それでいまいろいろ大蔵から攻撃がかかつておりますけれども、できるなら補助金の拡大というようなことも考えつつ、ぜひ普及を広げてほしいというふうなことをお聞きしたいわけです。簡単にお願ひします。○政府委員(森実孝郎君) 五十四年と五十五年度の二ヵ年に全国の幼稚園、老人ホーム、妊娠婦等に対して消費拡大の一環として事業を実施いたしました。五十六年度につきましては、これは実は一般会計の予算で実施しておりますが、畜産振興事業団の特別助成事業として行つております。そこで、生乳を一生懸命奨励しておきながら、保育所の方は三歳未満児だけは生乳で、三歳以上児は脱粉だと。一つは「貫性がないんですね。施行の問題から言つたつてまず非常に「貫性がない」というふうなことがありますけれども、厚生省関係者とよく協議をして考えていただきたい」というふうなことがはつきりしております。もちろん厚生省のことになると、市町村の支弁ということでございまして、給食についても一〇〇%公的負担がたてまえになつておられます。そういう財源上の制約が一つあるのだろうと思いますが、私は質問を終わりたいと思います。

○政府委員(森実孝郎君) 事務的な話でございますので私から……。
御案内のとおりに、保育園の費用につきましては市町村の支弁ということでございまして、給食についても一〇〇%公的負担がたてまえになつておられます。そういう財源上の制約が一つあるのだろうと思いますが、私どもとしても実は、保育園で牛乳を使つていただくことは、お子さんのためにも酪農の振興のために結構なことだと思いますので、厚生省にできるだけこれからもお願いをしていきたいと思っております。

○下田京子君 大臣、一言決意を。

○國務大臣(鷲岡高夫君) いま農産局長から答弁したとおり、とにかく需要の拡大の面からそれがうまくいくような方法を早く考へて実行できるよう協力してまいります。

○喜屋武眞榮君 日本の農政の大きな転換期といいますか、見直しの時期に来ておるわけですが、九十一回の国会で決議されました食糧自給力強化に関する決議というのをどのように受けとめ、そして基本的に進めておられるか、このことを最初にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(鷲岡高夫君) 昨年の国会で食糧自給力強化に関する決議をちょうどだいたいしたわけあります。食糧、農業をめぐる内外の厳しい諸情勢に対処するために出されたものであると受け取つておるわけでございまして、政府といたしましては、この決議を踏まえまして、過剰なものから不足なものへの需要の動向に応じた農業生産の再編成を図つて自給力の強化に努めてまいりたいと考えておるわけであります。

先般政府が閣議決定として「農産物の需要と生産の長期見通し」というのをいたしましたゆえんでも、この決議に沿つたものでありまして、今後の方向といたしましては、米など過剰になつておりますわくでありますけれども、何といつたって米は日本の風土に最もよくできるもの、しかも最高の質のいい食品ということありますので、これを中心にした日本型食生活というものを定着させていくことを基本といたしまして、生産面では、国内で生産できるものをできるだけ国内で生産をしますけれども、何といつたって米は日本の風土に最もよくできるもの、しかも最高の質のいい食品ということありますので、これを中心にした日本型食生活というものを定着させます。何といつたって米は日本の風土に最もよくできるものをできるだけ国内で生産をしますけれども、何といつたって米は日本の風土に最もよくできるもの、しかも最高の質のいい食品ということありますので、これを中心にした日本型食生活というものを定着させます。

何遍も申し上げるわけでありますけれども、過剰なものから不足なものへ、地域ぐるみの話し合ひを基礎とする農用地の有効利用と、それから利用権集積等による中核農家を育成をしてまいり、農業技術の向上や優良農地、水資源の確保等をい

たしまして自給力を向上すると同時に、農村の連帶性というものを重視をいたしまして、その連帶

感の上に立つた農村の豊かなゆとりある社会をつくり上げていくということを施策の中心といたしまして今後指導して進めてまいりたいと考えております。

○喜屋武眞榮君 お願いがありますが、持ち時間が少のうござりますので、なるべく基本的な問題を簡明にお答えいただければありがたいと思いま

す。次に、八〇年代の農政の基本方向、これは大臣の所信表明の中に十分盛られておりますので、その所信表明を受けてお尋ねしたいことは、総合安全保険の一環としての食糧問題を農業政策として対処していくかという見地からまず具体的な位置づけでございまして、お尋ねいたしましては、その対策をどのようにとつておられるのですか。いわゆる自給率の現状と目標。

○政府委員(渡邊五郎君) 自給率の現状なり今後の見通しにつきましては、先般の「農産物の需要と生産の長期見通し」におきまして想定いたしておりますが、この見通しにつきましてはほぼ変わらないわけでもありますけれども、畜産部門におきます中小家畜の増加、具体的に申しますと、豚、鶏の増に伴いますえさが輸入飼料によらざるを得ない、トウモロコシ、マイクロでございますが、そうしたもののが畜産物の需要増に伴います穀物の輸入の増加する分がこの引き下げの要因になるわけでござります。

で、計算の中身はそういうことでござりますが、これを要するに、今回の自給率をおきまして、国内で生産できるものはできるだけ国内で生産をするという意味で、小麦とか大豆、飼料作物についてましては、かなり積極的な自給度の向上あります。十年後の六十五年度の見込みとしましては、かなり積極的な自給度の向上あります。十年後の六十五年度の見込みとしましては、かなり積極的な自給度の向上あります。十年後の六十五年度の見込みとしましては、かなり積極的な自給度の向上あります。

○喜屋武眞榮君 いまあなたがおっしゃった総合的的な分析した表がありますね。この資料に基づいてちょっと疑問がありますのでお尋ねいたしたい

大事な食糧自給の面で一つ疑問に思いますのは、穀物自給の面で、五十三年度、そして六十五年度の分析が出ておりますね。五十三年度の自給率が三四、六十五年度が三〇とダウンしておまります。

それから牛肉の面を見ると、これもまた七三が七一とダウンしていますね。この要因はどこにあるのでしょうか。いうわけか。これは穀物ですね。それから牛肉の面を見ると、これもまた七三が七一とダウンしていますね。この要因はどこにあるのでしょうか。これが一体どう

お聞きしたわけですが、この程度にいたしたいと思います。

次にお尋ねしたいことは、二百海里の制約を受けたわが国水産業が非常に影響を受けておることは間違いないと思いますが、その打開策についてはどうのように考えていらっしゃるか。

○政府委員(山内静夫君) 二百海里時代になりました。水揚げ量につきましては一千萬トン、こういう大台は数年前と変わらないわけでござりますが、魚種別に見ますと、远洋漁業の過去でとつておりました漁獲量三百五十万トンが二百万トンに減った。この反面、沖合い漁業は約五百五十万トン増と、こういうかつこうで水揚げ高につきましてはほぼ同等程度であると、こう考えたわけでござります。

これらの影響につきましては、政府といたしましては、約一千二百隻の減船を余儀なくされた、離職者については約一万人と、こういう数字が出ているわけでござります。これにつきましては、減船交付金とか、あるいは離職者対策いろいろ講じてきているわけでございますが、長期的に見ますと、遠洋漁業の失われた分野をわが国二百海里周辺における漁業の振興、こういう点でカバーしなければならないと、こう考えているわけでございます。

具体的に申しますと、いわゆる今までのところ漁業からつくる漁業への転換と、こうすることを頭に置きました、魚礁の設置であるとか、沿岸漁場の整備開発、こういうことにつきまして推進をしていこうと、こういう一つの考え方でございま

す。

第二につきましては、遠洋漁業につきましては、沿岸国といろいろ接触を保ちながら粘り強い交渉をして、わが国の既得権でありました漁場の確保を図つていただきたいと、こう思うわけでござります。

第三点といたしましては、過去におきまして百

五十万トンもあえましたのが、主としてイワン、サバ、こういう赤身魚でございますから、これを高度化利用を図りまして、わが国の食生活になじむような方向を位置づける、こういう考え方で長期的には対応したいと、こう考へておるわけでござります。

○喜屋武眞榮君

そこでお尋ねしたいのですが、大臣の所信表明の中にも十分その意図は盛られておると私受けとめておりますが、今後の日本農政の中身は、適地適産といいますか、あるいは地域に属する農業の組織化あるいは育成、こういうことが非常に重視されなければいけないと。これは同感であります。そういう見地に立つて、特に日本農業政策の中で沖縄農業はどのように位置づけて考へいらっしゃるか、また展開しようとしておられるか、大臣のその基本的なひとつ見解を承りたいと思います。

○國務大臣(龜岡高夫君) 沖縄はわが国唯一の亜熱帶性の気候でありまして、その特性を生かした農林水産業の発展が期待される地域であると、こ

ういうふうに認識をいたしております。
○喜屋武眞榮君 いまの基本的な位置づけに対しまして、最近物価政策がやかましい折から、野菜等の生産地として今後見直していく必要があるのではないかというような感じも持っております。同時に、沖縄特有のペインでありますとか、サトウキビでありますとか、こういう産業を伸ばしていかなければならないと、こういうふうに考へておりますし、林業、水産につきましても、やはり沖縄の特色を十分發揮して沖縄の皆さん方の所得向上に資するように農林水産政策を進めていかなければならぬないと、こう考えておりま

す。それに、私はその品種改良等について沖縄を活用することによって、いわゆる品種改良の速度を、十年かかるところを四年なり五年で、沖縄の高度化利用を図りまして、供給量については定期的には対応したいと、こう考へておるわけでござります。
○喜屋武眞榮君 そこで、日本国民の甘味資源の供給地としての沖縄、そして沖縄の基幹作物としてサトウキビとペインがある。このペインに触れたわけですが、この二つが毎年のように実は価格においても再生産の面からも毎年のように問題を醸しておるわけであります。
そこでいまお聞きしたいことは、ペインに触られましたが、ペインがまた国際貿易との関連もあって振り回されている。いわゆるグローバルと冷凍ペインの問題、この問題にいつも振り回されて困つておるわけです。ところで、この問題について農省が好意的に仲立ちをしていただき、それを関係業者との話し合いの場、三者会議と申しますが、それを持たれた、第一次ですね。

第二次が三月十八日ごろの予定だとお聞きしておったわけです。三月十八日というとおとついであるわけですが、それが予定どおり持たれたのか、そして持たれたとするならどういうことが話しあわされたのであるか、それをお聞かせ願いたいのです。

○喜屋武眞榮君 いまのお話の中で、從来の量を抑制するということは一応低目に見るということになります。それから次のは話し合いは何月か。そしてその話し合いというのは今後も継続されるものであります。結局、この沖縄産のペインかんがんがどうだ、沖縄の生産にかかるものがどうだというような数量等につきまして、いろんな見方の相違がございまして意見が分かれたわけでござります。

○喜屋武眞榮君 いまのお話の中で、從来の量を抑制するということは一応低目に見るということになります。それから次のは話し合いは何月か。そしてその話し合いというのは今後も継続されるものであります。

○政府委員(二瓶博君) パイナップルかん詰め需給安定懇談会といいますもの、これは関係の方々が同じテーブルに着いていろいろ需給安定のために話し合いをするということで、初めてこういう懇談会が設けられました。二月の十二日に第一回懇談会をやりまして、第二回は昨日でございました、三月の十九日、昨日第一回の懇談会を持ちました。

○喜屋武眞榮君 で、その際の議題といいますか、テーマといったのは、結局需要の見通しを五十六年度は総需要量どのぐらいかというのに対しまして、非常に低い線で見る向きと強気で見る向きといろいろございまして、いろんな話し合いをした結果、おおむね二百四十万から二百五十万ケースぐらい一応の目安として見ていたらどうかというような意見が大勢的であったということでござります。

○喜屋武眞榮君 それから第三回目はいつかというのにつきましては、沖縄の方の生産が七月から始まりますので、その前の六月ごろにも第三回の懇談会をやるという事でござります。

○喜屋武眞榮君 一般的論といたしましては、いい品を安くということ、これはもう原則論、間違いないと思うわけですが、ところがそこで問題は、いわゆる国内産の需要向上を図っていくという、

局ペインかん詰めの需要、これが停滞的であると云ふことからいたしまして、供給量については抑制の方向で対処すべきであろうという意見、集約すればそういう方向に動いております。需要量全体が二百四十万から二百五十万ケースぐらいではなかなかうか、総体がですね。この総体には、もちろんグローバル物、冷凍ペインからつくったもの、沖縄産のペインかんというものの全部含めたものでござります。

そこで、具体的にそれではそういうグローバルがどうだ、沖縄の生産にかかるものがどうだというような数量等につきまして、いろんな見方の相違がございまして意見が分かれたわけでござります。

○喜屋武眞榮君 いまの関連してもっとお聞き

してほしいことは、沖縄産と輸入品との問題がありますね、グローバルの。そうすると、どういう形で沖縄産を、国内産を優先消化するのか。優先消化してほしいということが現地の強い要望もあると思うんですが、そういう国内産を優先して消化していくという基本線が確認されておるのであるかどうか。あるいはまた、きのうの話し合いでいい意見も出たのであるかどうか、その辺もお伺いしたいんです。

○政府委員(二瓶博君) 沖縄産のペインかん詰めについては、これは沖縄サイドとしては当然優先消化ということをやってくれという主張をしたようですが、安ければ当然さばけますよ、高ければむずかしいですよという意見もござります、それに対する意見で、全体の枠が大体先ほど言つたように抑制的に物を考える見通しとして抑制的に物を考えるとすれば、その狹くなつたコップの中での分け取り問題になりますので、その辺についてはいろいろグローバルの人との立場もございましょうし、冷凍ペインかん詰めに付けて、それをかん詰めをつくっている方もある

ことです。

○喜屋武眞榮君 一般的論といたしましては、いい

品を安くということ、これはもう原則論、間違

ないと思うわけですが、ところがそこで問題は、

いわゆる国内産の需要向上を図っていくという、

で、その際の議題といいますか、テーマといった

ことをする、こういう場でございますので、今後とも

続けて、こうと、う意識で話し合いをしておるわ

けでござります。

の問題と需要向上との関連の問題、それから今後の農政を進めるに当たって国内農業の振興と輸入との関係において、一般論でいきますと、いい品を安く買えばいいじゃないかといふ原則に立ちますと、どうしてもそこに衝突してござる得ないはずであります。相反する面が生ずることが十分予想される。そこで生産者をどう守るか、貿易バランスをどうとするか、同時に今度は消費者の立場をどう保護するか、この関係調整は、非常にむずかしいことであることはもちろんであります。しかし非常に大事なことであると思い、基本的な問題だと思うのですが、その調整をどのように考えていらっしゃるか、また進めていくかと思つておられるか、大臣の御見解、あるいは具体的なことがまたありましたらひとつ補足して下さい。

○國務大臣(龜岡高夫君) これは輸入農産物全般

の問題に関しまして言えることでございますが、

日本の農業との調整をどうとるか、日本の農業に

できるだけマイナス影響を与えないような範囲内

で外国の農林水産物を入れていく、これが原則で

なければならぬと、私はこう思っています。したが

いまして、日本の外交等においても、そういうこ

とを十分考慮しながら、相手の国に日本の意のあ

るところを十二分に理解させる努力をするという

ことが必要であろうと、こう思っています。

実は、マレーシアに行きました、ペイントの問

題、向こうの農林担当の責任者といふ話を合

いました。そのときに、私が話し始めましたとこ

ろ、ああ、日本には沖縄がありますからねと、向

こうも沖縄の事情を知っているわけです。ですか

ら、余り無理も言えないんですねと、こういうこ

とを向こうでは理解しております。ですから、数

量を増してくれとか、そういうことは出ません

で、とにかく早く約束したものだけは引き取つ

ほしいと。しかしこれ以上どうしてくれ、こうし

たまう沖縄の事情を知っているわけです。ですか

ら、でも困ります、できるなら市場をほかに求めて

くださいと、こういうようなことを申してきたわ

けでございます。

そういう意味において責任者同士が、外交面に

おいて農林水産大臣が出て、話し合いをする

場というものが今まで少なかつたんじゃない

かなど、そういう感じを私アジアを回つてみて

いたしましたし、今度ニュージーランドあるいは

EC等いろいろと話し合つてみてそんな感じが

いたすわけでございます。

中川農林大臣のときには、あれほど日米関係の陥

悪になつた農産物の東京ラウンドのときでも、あ

がついて、しかも両方がとにかく落ちついて農業

経営をやるような情勢をつくり上げることができ

たわけありますから、私はそういう意味におい

て、責任者が意を尽くして日本の実態を相手に理

解せる努力、これが日本の農産物貿易、将来の

貿易問題について最も必要なことではないかと、

私はこう考えております。

○書喜武眞榮君 時間が参りましたので結びたい

と思いますが、まず率直に申し上げたい気持ち

は、業者任せにせずに親身になって、農林水産省

が大臣初め仲立ちになつて、話し合いの場を、対

話の場を持つてくださったということを大変うれ

しく私は思います。やっぱり話せばわかる。そこ

で、生産者としましても、質の向上、品種の向上

ですね、そして合理化、この問題は当然また真剣

に考えなければならない問題だと思います。そこ

で私からもお願いしたいことは、どうか日本の農

政のあり方として、当然これは要求してしかるべきだ私は思いますので、国内産を優先消滅する、こうしていただくことによつて生産者の意欲

と向こうでは理解しております。ですから、数

量を増してくれとか、そういうことは出ません

で、とにかく早く約束したものだけは引き取つ

ほしいと。しかしこれ以上どうしてくれ、こうし

たまう沖縄の事情を知っているわけです。ですか

ら、余り無理も言えないんですねと、こういうこ

とを向こうでは理解しております。ですから、数

量を増してくれとか、そういうことは出ません

で、とにかく早く約束の

○政府委員(中川高夫君) 本件に対する私の見解

はこの程度にとどめます。

○委員長(井上吉夫君) 本件に対する本日の質疑

はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

二月二十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、蚕糸業の振興に関する請願(第六一七号)

一、飼料用稻を転作作物の対象に加えること等

に関する請願(第七二四号)

一、農林年金制度の改善に関する請願(第七二

五号)

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六一七号 昭和五十六年二月十三日受理
蚕糸業の振興に関する請願
請願者 長野市南長野幡下六九二ノ一長野
県議會議長 金井秀雅
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じである。

第七二四号

昭和五十六年二月十九日受理

飼料用稻を転作作物の対象に加えること等に関する請願
請願者 福島県柏馬郡小高町神山 上野美
真外四百六十七名
紹介議員 下田 京子君

農民が安心して農業経営ができるよう、次の措置を講ぜられたい。

一、飼料用稻を転作作物の対象に加えること。
二、飼料用稻の品種開発とその実用化についての措置を講ずること。

理由

飼料用稻は、(1)農民が身につけている高い栽培技術と現在持っている機械施設をそのまま生かせる。(2)湿田でも作れる。(3)飼料用穀物の国内生産は皆無に等しく輸入を減らすなら大量に生産しても供給過剰にならない。等転作作物として最適である。この実用化のためには価格、流通問題、多収穫を可能とする品種開発、容易に栽培できる技術確立などの問題があるが、政府が本格的に取り組むならば解決できるものである。

第七二五号 昭和五十六年二月十九日受理
農林年金制度の改善に関する請願

請願者 島根県簸川郡大社町杵築南九九六
大社町農協労働組合内 内藤裕人
外六千二百十名

適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、

職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、

法律等の一部を改正する法律案、

3 前二項の規定の適用を受ける次の各号に掲げる年金については、これらの規定による改定後の年金額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十六年四月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十三万三千六百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十五万二百円

二 障害年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額

イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 七十三万三千六百円
ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る年金 五十五万五百円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 十二万円

四 六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。

5 第二項又は第三項の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第四項第三号の規定に該

規定に準じて算定した額に改定する。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けたときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第四項第三号の規定に該

規定に準じて算定した額に改定する。

7 前条第十三項及び第十四項の規定は、第四項又は前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、同条第十三項中「第九項各号の一」とあるのは「次条第四項各号の一」と「又は第十項」とあるのは「又は同条第六項」と「又は第七項」とあるのは「ただし、同条第一項から第三項まで」と、同条第十四項中

「第九項又は第十項」とあるのは「次条第四項又は第六項」と、「第九項及び第十項」とあるのは「同条第四項及び第六項」と読み替えるものとする。

4 前三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十六年四月分以後、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。この場合においては、第一条の十一第四項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 十二万円
二 遺族である子が二人以上いる場合 二十万円

5 第二項又は第三項の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者

が六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 十二万円

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けたときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第四項第三号の規定に該

規定に準じて算定した額に改定する。

7 前条第十三項及び第十四項の規定は、第四項又は前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、同条第十三項中「第九項各号の一」とあるのは「次条第四項各号の一」と「又は第十項」とあるのは「又は同条第六項」と「又は第七項」とあるのは「ただし、同条第一項から第三項まで」と、同条第十四項中

「第九項又は第十項」とあるのは「次条第四項又は第六項」と、「第九項及び第十項」とあるのは「同条第四項及び第六項」と読み替えるものとする。

5 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

6 昭和五十五年三月三十一日以前に第一条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十六年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	七一、〇〇〇円	七四、〇〇〇円未満
第二級	七六、〇〇〇円	七八、〇〇〇円未満
第三級	八〇、〇〇〇円	八二、〇〇〇円未満
第四級	八五、〇〇〇円	八七、〇〇〇円未満
第五級	九〇、〇〇〇円	九二、〇〇〇円未満
第六級	九五、〇〇〇円	九七、〇〇〇円未満
第七級	一〇〇、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円未満
第八級	一〇五、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円未満
第九級	一一〇、〇〇〇円	一一五、〇〇〇円以上
第十級	一二〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上
第十一級	一三〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円未満
第十二級	一四〇、〇〇〇円	一五六、〇〇〇円未満
第十三級	一五〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上
第十四級	一六〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上
第十五級	一七〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円未満
第十六級	一八〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上
第十七級	一九〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円以上
第十八級	二〇〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円未満
第十九級	二一〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円未満
第二十級	二二〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円未満
第二十一級	二三〇、〇〇〇円	二六五、〇〇〇円未満
第二十二級	二四〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円未満
第二十三級	二五〇、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円以上
第二十四級	二六〇、〇〇〇円	二六五、〇〇〇円未満
第二十五級	二七〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円以上
第二十六級	二八〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円未満
第二十七級	二九〇、〇〇〇円	二九五、〇〇〇円以上
第二十八級	三〇〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上
第二十九級	三一〇、〇〇〇円	三一五、〇〇〇円以上
第三十級	三三〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円以上
第三十一級	三四〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円以上
第三十二級	三五〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円以上
第三十三級	三六〇、〇〇〇円	三五六、〇〇〇円以上
第三十四級	三七〇、〇〇〇円	三六五、〇〇〇円以上
第三十五級	三八〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円未満
第三十六級	三九〇、〇〇〇円	三八五、〇〇〇円以上
第三十七級	四〇〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上
第三十八級	四一〇、〇〇〇円	四五〇、〇〇〇円未満
第三十九級	四二〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円未満
第四十級		四五五、〇〇〇円未満

第二十四条第一項中「次に掲げる者」を「組合員又は組合員であった者の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であった者の死亡當時主としてその収入により生計を維持していたもの」に改め、同項各号を削る。

第四十六条の五第一項第一号中「六万円」を「十二万円」に改め、同項第二号中「八万四千円」を「二十一万円」に改め、同項第三号中「四万八千円」を「十二万円」に改め、同条に次の二項を加える。

3 遺族年金を受ける権利を有する妻である配偶者が第一項各号の一に該当する場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）又は前項の規定により第一項第三号の規定に該当する者とみなされる場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）において、その妻である配偶者が通算年金通則法第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事業とする給付であつて政令で定めるもの（その全額の支給を停止されている給付を除く。）

の支給を受けることができるときは、その受けることができる間は、同項の規定による計算は行わない。

第七十二条第二項を次のように改める。

農林水産大臣は、第六十二条第一項各号に規定する費用に係る事項につき第四条第二項の規定による認可若しくは同条第三項の規定による承認をしようとする場合その他の政令で定める場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

附則第八条中「五十二万五千円」を「五十六万一千八百円」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第十号中「四百九十二万円」を「五百四万円」に改める。

附則第七条第六項中「第一条の十二第一項」を「第一条の十三第一項」に改める。

附則第七条の二中「七十万円」を「七十四万

昭和五十六年三月三十日印刷

昭和五十六年三月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C